

令和5年度 第1回 帯広市情報審査会

令和5年5月8日（月）15時00分～
市庁舎 議会棟3階 全員協議会室

次 第

1 開会

2 委嘱状交付

3 総務部長挨拶

4 議事

(1) 会長選出

(2) 会長職務代理者指名

(3) 令和4年度情報公開制度等の利用状況について

5 その他

6 閉会

I 令和 4 年度情報公開制度及び個人情報保護制度の利用状況

1 令和 4 年度情報公開制度利用状況

- (1) 請求件数 97件（うち 6 件取下げ）
- (2) 決定内訳 全部開示33件、一部開示51件、非開示 7 件（うち不存在 7 件）
- (3) 実施機関別請求件数

市長	教育委員会	選挙管理委員会	公平委員会	監査委員	農業委員会	固定資産評価審査委員会	公営企業管理者	議会
72	12	3	0	1	1	1	1	6

- (4) 請求者数 43（うち個人26（市内13、市外13）、法人17（市内 5、市外12））
- (5) 審査請求件数 0 件

2 令和 4 年度個人情報保護制度利用状況

- (1) 請求件数 5 件
- (2) 決定内訳 全部開示 1 件、一部開示 4 件、非開示 0 件（うち不存在 0 件）
- (3) 実施機関別請求件数

市長	教育委員会	選挙管理委員会	公平委員会	監査委員	農業委員会	固定資産評価審査委員会	公営企業管理者	議会
4	1	0	0	0	0	0	0	0

- (4) 請求者数 5（市内 5）
- (5) 審査請求件数 1 件
- (6) 訂正請求件数 0 件
- (7) 利用停止請求件数 0 件

II (年度別)情報公開制度利用状況

1 請求件数

(単位:件)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
市長	37	48	26	26	36	39	37	35	47	72
教育委員会	6	7	4		5	9	6	6	7	12
選挙管理委員会	1	1		1						3
公平委員会			3		1	1				
監査委員									1	1
農業委員会										1
固定資産評価審査委員会										1
消防長	3	7								
公営企業管理者	1	5	2	1	4	3	2			1
議会	7	1		1		2	2	2		6
合計	55	69	35	29	46	54	47	43	55	97
取り下げ	1	4	1	4	5	1	2	2	5	6

2 請求者数

(単位:人)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
個人	11	11	9	9	12	13	16	19	21	26
市内	6	6	7	6	11	11	10	10	16	13
市外	5	5	2	3	1	2	6	9	5	13
法人(団体)	13	13	12	10	13	13	8	8	12	17
市内	2	2	2	2	3	4	4	2	5	5
市外	11	11	10	8	10	9	4	6	7	12
合計	24	24	21	19	25	26	24	27	33	43

3 開示請求に対する決定内容

(単位:件)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
開示	16	23	7	11	18	21	20	15	20	33
一部開示	24	31	22	11	22	28	23	17	28	51
個人情報	13	15	13	9	9	9	7	8	8	18
その他	11	16	9	2	13	19	16	9	20	33
非開示	11	14	2	2	3	4	2	9	2	7
個人情報										
不存在	11	14	1	1	1	3	2	9	2	7
その他			1	1	2	1				
合計	51	68	31	24	43	53	45	41	50	91
(開示率)	(100.0%)	(100.0%)	(96.7%)	(95.7%)	(95.2%)	(98.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

※ 開示率 = (開示件数 + 一部開示件数) ÷ (合計決定件数 - 不存在件数) × 100

4 決定に要した期間

(単位:件、日)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1～3日	4	4	2		1	2		1	2	0
4～9日	23	30	11	11	10	14	13	3	16	24
10日以上	24	34	18	13	32	37	32	37	32	67
合計	51	68	31	24	43	53	45	41	50	91
(平均日数)	(9.5)	(9.1)	(9.6)	(9.8)	(10.4)	(14.4)	(12.8)	(14.4)	(11.9)	(11.7)

5 審査請求

0件

Ⅲ (年度別)個人情報保護制度利用状況

1 開示請求件数

(単位:件)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
市長	11	14	8	11	13	5	12	9	6	4
教育委員会						1				1
選挙管理委員会										
公平委員会										
監査委員										
農業委員会										
固定資産評価審査委員会										
消防長		3	3							
公営企業管理者		1								
議会										
合計	11	18	11	11	13	6	12	9	6	5
取り下げ	1				1		1			

2 開示請求者数

(単位:人)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
本人	7	14	11	10	10	3	10	7	4	4
	市内	5	13	9	7	7	3	9	5	4
	市外	2	1	2	3	3	1	2		
法定代理人 (未成年者)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	市内									1
	市外									
法定代理人 (成年被後見人)	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0
	市内						1		1	
	市外						1			
合計	7	14	11	10	10	3	12	7	5	5

3 開示請求に対する決定内容

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
開示	6	6	2	3	0	2	2	4	3	1
一部開示	3	6	7	4	5	3	6	4	2	4
	他の個人情報	3	4	7	4	4	1	1	1	2
	その他		2		1	2	5	3		
非開示	1	6	2	4	7	1	2	1	1	0
	他の個人情報									
	不存在	1	6	2	4	7	1	2	1	1
	その他									
合計	10	18	11	11	12	6	10	9	6	5
(開示率)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

※ 開示率 = (開示件数+一部開示件数) ÷ (合計決定件数-不存在件数) × 100

4 審査請求 1件

5 訂正請求 0件

IV 令和4年度公文書開示請求内容一覧（情報公開）

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)					
1	R4.4.3	R4.4.7	5	個人	市外	福祉灯油にかかる行政不服審査法に基づく答申書および裁決書	福祉灯油にかかる行政不服審査法に基づく答申書および裁決書	非開示(不在)		市長	市民福祉部 地域福祉室 地域福祉課	電子申請
2	R4.4.4	R4.4.7	4	個人	市内	令和3年から同4年まで、行政調査会北海道本部から帯広市教育委員会学校教育指導課に対し調査していた経過の次の文書。 1.〇〇年頃発生した帯広市立〇〇小学校〇〇年〇組に在籍する〇〇生徒に、〇〇〇〇が憲法で保障された何人も平等に教育を受ける権利を自己都合で長期間に及び阻害し、前記児童及び保護者に対し精神的苦痛並びに永年にわたる経済的損失を与えた事実の、当調査会が要請した調査内容の記録文書。 2.上記聞き取り調査に関して帯広市教育委員会が回答した記録文書。 3.本件に関して当時当会が関係者に調査改善を要請していた一切の公文書。	令和3年から同4年まで、行政調査会北海道本部から帯広市教育委員会学校教育指導課に対し調査していた経過の次の文書。 1.〇〇年頃発生した帯広市立〇〇小学校〇〇年〇組に在籍する〇〇生徒に、〇〇〇〇が憲法で保障された何人も平等に教育を受ける権利を自己都合で長期間に及び阻害し、前記児童及び保護者に対し精神的苦痛並びに永年にわたる経済的損失を与えた事実の、当調査会が要請した調査内容の記録文書。 2.上記聞き取り調査に関して帯広市教育委員会が回答した記録文書。 3.本件に関して当時当会が関係者に調査改善を要請していた一切の公文書。	一部開示(個人情報 7条 ①)	50	教育委員会	学校教育部 学校指導室 学校 教育指導課	
3	R4.4.7	R4.4.11	5	法人	市外	建築計画概要書 処分等の概要書 平成15年3月27日公布 964号	建築計画概要書 処分等の概要書 平成15年3月27日公布 964号	全部開示	50	市長	都市環境部 都市建築室 建築開発課	
4	R4.4.11	R4.4.18	8	法人	市外	2022年1月1日から2022年3月31日までに出たのあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	2022年1月1日から2022年3月31日までに出たのあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	一部開示(個人情報 7条 ①)	410	市長	総務部 総務室 戸籍住民課	
5	R4.4.12	R4.4.22	11	個人	市内	「帯広市西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業」について、アルファコートから提出された、清算手続き完了までの日程がわかる資料	「帯広市西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業」について、アルファコートから提出された、清算手続き完了までの日程がわかる資料	非開示(不在)		市長	経済部 商業労働室 商業労働課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考		
						(請求内容)	(開示内容)								
6	R4.4.19	R4.4.27	9	法人	市外	<p>令和4年度予算について</p> <p>1.有害鳥獣対策に関わる予算書(例:年度会計予算の該当部分)</p> <p>2.有害鳥獣対策協議会がある場合はその予算書</p> <p>3.上記1.2の内、電気柵・メッシュ(防護)柵の購入に使用する予算の内訳が分かる書類(事業名、購入商品、数量、購入予定時期とその予算額が分かるもの)</p> <p>例:侵入防止策設置費予算内訳 メッシュ柵 購入予定6月 予算1,000,000円、電気柵 1セット 購入予定6月 予算1,000,000円</p> <p>4.上記1.2の内、上記3以外の狩猟(有害鳥獣対策)商品(箱罟、くくり罟、止め刺し、ICT関連用品等を含む)購入に使用する予算の内訳が分かる書類(事業名、購入商品、数量、購入予定時期とその予算額が分かるもの)</p> <p>例:鳥獣被害対策費予算内訳 箱罟 1基 購入予定6月 予算33,000円、くくり罟 10本 購入予定6月 予算55,000円</p> <p>5.中山間地域等直接支払い対策事業及び多面的機能支払い対策事業に関する予算書とその内訳が分かる書類(年度会計予算の該当部分とその内容の使用内訳が分かるもの)</p> <p>例:中山間地域等直接支払い交付金 50,000,000円・内訳 ○○費 30,000,000円、○○費20,000,000円、○○費10,000,000円</p>	<p>令和4年度予算について</p> <p>1.有害鳥獣対策に関わる予算書(例:年度会計予算の該当部分)</p> <p>2.有害鳥獣対策協議会がある場合はその予算書</p> <p>3.上記1.2の内、電気柵・メッシュ(防護)柵の購入に使用する予算の内訳が分かる書類(事業名、購入商品、数量、購入予定時期とその予算額が分かるもの)</p> <p>例:侵入防止策設置費予算内訳 メッシュ柵 購入予定6月 予算1,000,000円、電気柵 1セット 購入予定6月 予算1,000,000円</p> <p>4.上記1.2の内、上記3以外の狩猟(有害鳥獣対策)商品(箱罟、くくり罟、止め刺し、ICT関連用品等を含む)購入に使用する予算の内訳が分かる書類(事業名、購入商品、数量、購入予定時期とその予算額が分かるもの)</p> <p>例:鳥獣被害対策費予算内訳 箱罟 1基 購入予定6月 予算33,000円、くくり罟 10本 購入予定6月 予算55,000円</p> <p>5.中山間地域等直接支払い対策事業及び多面的機能支払い対策事業に関する予算書とその内訳が分かる書類(年度会計予算の該当部分とその内容の使用内訳が分かるもの)</p> <p>例:中山間地域等直接支払い交付金 50,000,000円・内訳 ○○費 30,000,000円、○○費20,000,000円、○○費10,000,000円</p>	20	市長	農政部 農政室 農村振興課			<ul style="list-style-type: none"> 請求内容2 請求内容3 請求内容4 <p>地域等直接支払対策事業に関する予算書とその内訳が分かる書類</p>	一部開示(不 存在)	
7	R4.5.6	R4.5.11	6	個人	市内	<p>令和4年度予算について</p> <p>1.有害鳥獣対策に関わる予算書(例:年度会計予算の該当部分)</p> <p>2.有害鳥獣対策協議会がある場合はその予算書</p> <p>3.上記1.2の内、電気柵・メッシュ(防護)柵の購入に使用する予算の内訳が分かる書類(事業名、購入商品、数量、購入予定時期とその予算額が分かるもの)</p> <p>例:侵入防止策設置費予算内訳 メッシュ柵 購入予定6月 予算1,000,000円、電気柵 1セット 購入予定6月 予算1,000,000円</p> <p>4.上記1.2の内、上記3以外の狩猟(有害鳥獣対策)商品(箱罟、くくり罟、止め刺し、ICT関連用品等を含む)購入に使用する予算の内訳が分かる書類(事業名、購入商品、数量、購入予定時期とその予算額が分かるもの)</p> <p>例:鳥獣被害対策費予算内訳 箱罟 1基 購入予定6月 予算33,000円、くくり罟 10本 購入予定6月 予算55,000円</p> <p>5.中山間地域等直接支払い対策事業及び多面的機能支払い対策事業に関する予算書とその内訳が分かる書類(年度会計予算の該当部分とその内容の使用内訳が分かるもの)</p> <p>例:中山間地域等直接支払い交付金 50,000,000円・内訳 ○○費 30,000,000円、○○費20,000,000円、○○費10,000,000円</p>	<p>令和4年度予算について</p> <p>1.有害鳥獣対策に関わる予算書(例:年度会計予算の該当部分)</p> <p>2.有害鳥獣対策協議会がある場合はその予算書</p> <p>3.上記1.2の内、電気柵・メッシュ(防護)柵の購入に使用する予算の内訳が分かる書類(事業名、購入商品、数量、購入予定時期とその予算額が分かるもの)</p> <p>例:侵入防止策設置費予算内訳 メッシュ柵 購入予定6月 予算1,000,000円、電気柵 1セット 購入予定6月 予算1,000,000円</p> <p>4.上記1.2の内、上記3以外の狩猟(有害鳥獣対策)商品(箱罟、くくり罟、止め刺し、ICT関連用品等を含む)購入に使用する予算の内訳が分かる書類(事業名、購入商品、数量、購入予定時期とその予算額が分かるもの)</p> <p>例:鳥獣被害対策費予算内訳 箱罟 1基 購入予定6月 予算33,000円、くくり罟 10本 購入予定6月 予算55,000円</p> <p>5.中山間地域等直接支払い対策事業及び多面的機能支払い対策事業に関する予算書とその内訳が分かる書類(年度会計予算の該当部分とその内容の使用内訳が分かるもの)</p> <p>例:中山間地域等直接支払い交付金 50,000,000円・内訳 ○○費 30,000,000円、○○費20,000,000円、○○費10,000,000円</p>	50	市長	都市環境部 環境室 清掃事業課			全部開示		

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
8	R4.5.13	R4.5.19	7	個人	市内	<p>帯広市立大空小学校屋内運動場耐震改修工事 設計図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事概要書・仕上表 ・1階全体平面図(改修前改修後) ・2階全体平面図(改修前改修後) ・1階平面図(改修前改修後) ・2階平面図(改修前改修後) ・立面図1(改修前改修後) ・立面図2(改修前改修後) ・矩形図(改修前・改修後) ・部分詳細図1(改修前改修後) ・部分詳細図2(改修前改修後) ・構造設計標準仕様書 ・鉄骨工事標準図 ・小屋伏図(改修前・改修後)・柱、大梁補強位置キープラン ・軸組図1(改修前改修後) ・軸組図2(改修前改修後) ・鉄骨詳細図1 ・鉄骨詳細図2 ・補強詳細図 ・間仕切軸組図1(改修前改修後) ・間仕切軸組図2(改修前改修後) ・電気設備、1, 2階平面図(改修) ・分電盤結線図、照明器具姿図 <p>帯広市立大空小学校体育館新築工事 設計図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎伏図、詳細図 ・自動火災報知機設備図 ・給水排水設備図 ・消火設備図 ・暖房設備仕様書 ・機械設備平面図、詳細図 ・ボイラー室配線図、幹線配線図 	全部開示	50	教育委員会	学校教育部 学校指導室 学校地域連携課			
9	R4.5.16	R4.5.30	15	個人	市内	<p>1、「帯広市西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業」の、アルファコートから提出された終了認可の申請に関する資料の全て</p> <p>令和2年度帯広市観光ポスター・パンフレット作製業務委託において受託者が提出した企画書</p> <p>「名著市民条例」に関する検討経過と現状が分かる資料。※議会議審議も含む。</p>	<p>1、「帯広市西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業」の、アルファコートから提出された終了認可の申請に関する資料の全て</p> <p>令和2年度帯広市観光ポスター・パンフレット作製業務委託において受託者が提出した企画書</p> <p>「名著市民条例」に関する検討経過と現状が分かる資料。※議会議審議も含む。</p>	一部開示(法人情報 7条②)	50	市長	経済部 商業労働室 商業労働課		
10	R4.5.16	R4.5.25	10	個人	市内	<p>1、「帯広市西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業」の、アルファコートから提出された終了認可の申請に関する資料の全て</p> <p>令和2年度帯広市観光ポスター・パンフレット作製業務委託において受託者が提出した企画書</p> <p>「名著市民条例」に関する検討経過と現状が分かる資料。※議会議審議も含む。</p>	<p>1、「帯広市西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業」の、アルファコートから提出された終了認可の申請に関する資料の全て</p> <p>令和2年度帯広市観光ポスター・パンフレット作製業務委託において受託者が提出した企画書</p> <p>「名著市民条例」に関する検討経過と現状が分かる資料。※議会議審議も含む。</p>	一部開示(個人情報 7条①)	50	市長	経済部 観光交流室 観光交流課		
11-1	R4.5.16	R4.5.26	11	個人	市内	<p>帯広市と松崎町間で締結した「開拓姉妹都市市」に関する検討経過と議会議審議が分かる資料及びその締結日を「昭和53年5月20日」に決めた理由が分かる資料。</p>	<p>帯広市と松崎町間で締結した「開拓姉妹都市市」に関する検討経過と議会議審議が分かる資料及びその締結日を「昭和53年5月20日」に決めた理由が分かる資料。</p>	全部開示	180	市長	総務部 総務室 総務課		
11-2	R4.5.16	R4.5.26	11	個人	市内	<p>帯広市と松崎町間で締結した「開拓姉妹都市市」に関する検討経過と議会議審議が分かる資料及びその締結日を「昭和53年5月20日」に決めた理由が分かる資料。</p>	<p>帯広市と松崎町間で締結した「開拓姉妹都市市」に関する検討経過と議会議審議が分かる資料及びその締結日を「昭和53年5月20日」に決めた理由が分かる資料。</p>	全部開示	400	市長	経済部 観光交流室 観光交流課		

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
12	R4.5.20	R4.5.25	6	個人	市内	1. 2022年8月27日、市議会で行われた佐藤隆則のくりりりセンターに関する陳述の後、議論された議事録の公開を求めらる。 ばんえい競馬会計の関係資料のうち ■消費税等申告書の控え、保管書類等の決算書を含みます 開示請求年度 平成19年度から令和2年度 ■各種基金の歳入・歳出の金額と年月日が反映された書類 開示請求年度 平成19年度から令和2年度 ■固定資産台帳、R3年度未分 ■令和4年3月の歳入月計表、歳出月計表、歳計外・基金月計表	1. 2022年8月27日、市議会で行われた佐藤隆則のくりりりセンターに関する陳述の後、議論された議事録の公開を求めらる。 ばんえい競馬会計の関係資料のうち ■消費税等申告書の控え、保管書類等の決算書を含みます 開示請求年度 平成19年度から令和2年度 ■各種基金の歳入・歳出の金額と年月日が反映された書類 開示請求年度 平成19年度から令和2年度 ■固定資産台帳、R3年度未分 ■令和4年3月の歳入月計表、歳出月計表、歳計外・基金月計表	全部開示	消費税等申告書の控え、保管書類等の決算のうち、平成19年度から平成24年度までの文書 各種基金の歳入・歳出の金額と年月日が反映された書類のうち、平成19年度から平成25年度までの文書	50	議会	議事事務局総務課	
13	R4.5.24	R4.6.7	15	個人	市内	1. 2020年8月27日、市議会で行われた藤隆則がくりりりセンターに関する陳述を行ったが、その陳述部分の議事録全ての開示を求める。 令和4年度帯広市補正予算(案)の概要における新型コロナウイルス感染症対策関連「とち帯広空港利用促進事業」の事業内容に関する起案書等全て計画書面の開示 ばんえい競馬会計の関係資料のうち ■令和3年度の令和4年4月、令和4年5月の歳入月計表、歳出月計表、歳計外・基金月計表 統一的な基準による財務資料(財務4表)の作成過程で作成した「ばんえい競馬会計」にかかわる財務4表(平成29年度決算から令和元年度決算まで) 帯広空港誘導路灯火改良工事その2の工事費内訳書の開示	1. 2020年8月27日、市議会で行われた藤隆則がくりりりセンターに関する陳述を行ったが、その陳述部分の議事録全ての開示を求める。 令和4年度帯広市補正予算(案)の概要における新型コロナウイルス感染症対策関連「とち帯広空港利用促進事業」の事業内容に関する起案書等全て計画書面の開示 ばんえい競馬会計の関係資料のうち ■令和3年度の令和4年4月、令和4年5月の歳入月計表、歳出月計表、歳計外・基金月計表 統一的な基準による財務資料(財務4表)の作成過程で作成した「ばんえい競馬会計」にかかわる財務4表(平成29年度決算から令和元年度決算まで) 帯広空港誘導路灯火改良工事その2の工事費内訳書の開示	一部開示(不存在)	消費税等申告書の控え、保管書類等の決算のうち、平成19年度から平成24年度までの文書 各種基金の歳入・歳出の金額と年月日が反映された書類のうち、平成19年度から平成25年度までの文書	50	議会	農政部ばんえい振興室ばんえい振興課	電子申請
14	R4.5.30	R4.6.2	4	個人	市内	1. 2020年8月27日、市議会で行われた藤隆則がくりりりセンターに関する陳述を行ったが、その陳述部分の議事録全ての開示を求める。 令和4年度帯広市補正予算(案)の概要における新型コロナウイルス感染症対策関連「とち帯広空港利用促進事業」の事業内容に関する起案書等全て計画書面の開示 ばんえい競馬会計の関係資料のうち ■令和3年度の令和4年4月、令和4年5月の歳入月計表、歳出月計表、歳計外・基金月計表 統一的な基準による財務資料(財務4表)の作成過程で作成した「ばんえい競馬会計」にかかわる財務4表(平成29年度決算から令和元年度決算まで) 帯広空港誘導路灯火改良工事その2の工事費内訳書の開示	1. 2020年8月27日、市議会で行われた藤隆則がくりりりセンターに関する陳述を行ったが、その陳述部分の議事録全ての開示を求める。 令和4年度帯広市補正予算(案)の概要における新型コロナウイルス感染症対策関連「とち帯広空港利用促進事業」の事業内容に関する起案書等全て計画書面の開示 ばんえい競馬会計の関係資料のうち ■令和3年度の令和4年4月、令和4年5月の歳入月計表、歳出月計表、歳計外・基金月計表 統一的な基準による財務資料(財務4表)の作成過程で作成した「ばんえい競馬会計」にかかわる財務4表(平成29年度決算から令和元年度決算まで) 帯広空港誘導路灯火改良工事その2の工事費内訳書の開示	全部開示		50	議会	議事事務局総務課	
15	R4.6.8	R4.6.22	15	個人	市内	令和4年度帯広市補正予算(案)の概要における新型コロナウイルス感染症対策関連「とち帯広空港利用促進事業」の事業内容に関する起案書等全て計画書面の開示 ばんえい競馬会計の関係資料のうち ■令和3年度の令和4年4月、令和4年5月の歳入月計表、歳出月計表、歳計外・基金月計表 統一的な基準による財務資料(財務4表)の作成過程で作成した「ばんえい競馬会計」にかかわる財務4表(平成29年度決算から令和元年度決算まで) 帯広空港誘導路灯火改良工事その2の工事費内訳書の開示	令和4年度帯広市補正予算(案)の概要における新型コロナウイルス感染症対策関連「とち帯広空港利用促進事業」の事業内容に関する起案書等全て計画書面の開示 ばんえい競馬会計の関係資料のうち ■令和3年度の令和4年4月、令和4年5月の歳入月計表、歳出月計表、歳計外・基金月計表 統一的な基準による財務資料(財務4表)の作成過程で作成した「ばんえい競馬会計」にかかわる財務4表(平成29年度決算から令和元年度決算まで) 帯広空港誘導路灯火改良工事その2の工事費内訳書の開示	一部開示(法人情報ほか)	(1) 次年度(令和5年度)以降の予算に関する事項 (2) 2022年度のJAL帯広線提供座席数に関する情報	120	市長	経済部観光交流室観光交流課	
16-1	R4.6.15	R4.6.24	10	個人	市内	ばんえい競馬会計の関係資料のうち ■令和3年度の令和4年4月、令和4年5月の歳入月計表、歳出月計表、歳計外・基金月計表 統一的な基準による財務資料(財務4表)の作成過程で作成した「ばんえい競馬会計」にかかわる財務4表(平成29年度決算から令和元年度決算まで) 帯広空港誘導路灯火改良工事その2の工事費内訳書の開示	ばんえい競馬会計の関係資料のうち ■令和3年度の令和4年4月、令和4年5月の歳入月計表、歳出月計表、歳計外・基金月計表 統一的な基準による財務資料(財務4表)の作成過程で作成した「ばんえい競馬会計」にかかわる財務4表(平成29年度決算から令和元年度決算まで) 帯広空港誘導路灯火改良工事その2の工事費内訳書の開示	全部開示		50	市長	会計課	
16-2	R4.6.15	R4.6.24	10	個人	市内	ばんえい競馬会計の関係資料のうち ■令和3年度の令和4年4月、令和4年5月の歳入月計表、歳出月計表、歳計外・基金月計表 統一的な基準による財務資料(財務4表)の作成過程で作成した「ばんえい競馬会計」にかかわる財務4表(平成29年度決算から令和元年度決算まで) 帯広空港誘導路灯火改良工事その2の工事費内訳書の開示	ばんえい競馬会計の関係資料(財務4表)の作成過程で作成した「ばんえい競馬会計」にかかわる財務4表(平成29年度決算から令和元年度決算まで) 帯広空港誘導路灯火改良工事その2の工事費内訳書の開示	全部開示			市長	政策推進部財務室財政課	
17	R4.7.1	R4.7.13	13	法人	市内	帯広市内で特定建築物に指定されているものがわかる資料 令和3年4月1日以降、本書受理日まで提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。	帯広市内で特定建築物に指定されているものがわかる資料 令和3年4月1日以降、本書受理日まで提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。	全部開示		190	市長	経済部観光交流室観光交流課 都市環境部 都市建築室 建築開発課	
18	R4.7.1	R4.7.8	8	法人	市内	帯広市内で特定建築物に指定されているものがわかる資料 令和3年4月1日以降、本書受理日まで提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。	帯広市内で特定建築物に指定されているものがわかる資料 令和3年4月1日以降、本書受理日まで提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。	全部開示		90	市長	都市環境部 都市建築室 建築開発課	
19	R4.7.4	R4.7.12	9	法人	市外	帯広市内で特定建築物に指定されているものがわかる資料 令和3年4月1日以降、本書受理日まで提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。	帯広市内で特定建築物に指定されているものがわかる資料 令和3年4月1日以降、本書受理日まで提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。	一部開示(個人情報ほか)	(1) 個人の氏名、印影、郵便番号、住所及び電話番号【条例第7条第1号(個人情報)該当】 (2) 別紙「対象住所一覧」のうち①②③⑤⑥⑦⑧⑩⑪⑬⑭⑮に関する文書【公文書不存在】	30	市長	都市環境部 都市建築室 建築開発課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
20-1	R4.7.6 R4.7.12	R4.7.12	7	個人	市内	1、新くりりんセンターの建設に関し、防災対策特に関わる、防災課等関連する部局の会議の一覧を平成29年度以降明らかにしてほしい。また帯広市議会に対し防災計画に関する資料を提出してほしい(平成29年度以降、新くりりんセンターの建設に関するものに限る)。	新くりりんセンターの建設に関し、防災対策特に関わる、防災課等関連する部局の会議の一覧を平成29年度以降明らかにしてほしい。また帯広市議会に対し防災計画に関する資料を提出してほしい(平成29年度以降、新くりりんセンターの建設に関するものに限る)。	非開示(不存 在)			市長	総務部 危機対策室 危機対策課	
20-2	R4.7.6 R4.7.12	R4.7.12	7	個人	市内	1、新くりりんセンターの建設に関し、防災対策特に関わる、防災課等関連する部局の会議の一覧を平成29年度以降明らかにしてほしい。また帯広市議会に対し防災計画に関する資料を提出してほしい(平成29年度以降、新くりりんセンターの建設に関するものに限る)。	帯広市議会に対し防災計画に関する資料を提出したと思うが、その全てを明らかにしてほしい(新くりりんセンターの建設に関するものに限る)。	非開示(不存 在)			市長	都市環境部 環境室 清掃事業課	
21	R4.7.9 R4.7.21	R4.7.21	13	個人	市内	北海道胆振東部地震の災害対応に関する文書 1、ブラックアウト時の市の対応が時系列でわかるもの 2、ブラックアウトによる被害状況、対応について各課から寄せられた報告のいっさいがわかるもの(各課から担当課に寄せられた被害状況等の報告のいっさい) 3、ブラックアウトに関して市民からの問い合わせ、相談内容、意見等のいっさいがわかるもの(ブラックアウトに関する市民対応のいっさいがわかるもの) 4、ブラックアウトに関して開かれた会議の内容がわかるもの	北海道胆振東部地震の災害対応に関する文書 1、ブラックアウト時の市の対応が時系列でわかるもの 2、ブラックアウトによる被害状況、対応について各課から寄せられた報告のいっさいがわかるもの(各課から担当課に寄せられた被害状況等の報告のいっさい) 3、ブラックアウトに関して市民からの問い合わせ、相談内容、意見等のいっさいがわかるもの(ブラックアウトに関する市民対応のいっさいがわかるもの) 4、ブラックアウトに関して開かれた会議の内容がわかるもの	一部開示(個人 情報 7条①)		50	市長	総務部危機対策 室危機対策 課	個人の氏名、住所、年齢、性別、所属、職名、電話番号 電子申請
22	R4.7.17 R4.7.28	R4.7.28	12	法人	市外	帯広市西17条南4丁目21、22、23、24、25、27街区の最新の住居表示台帳と最新の住居表示台帳見取図(上記希望街区が含まれているもの)	帯広市西17条南4丁目21、22、23、24、25、26、27街区の最新の住居表示台帳と最新の住居表示台帳見取図(上記希望街区が含まれているもの)	全部開示		80	市長	総務部総務室 戸籍住民課	電子申請
23	R4.7.19 R4.8.2	R4.8.2	15	法人	市外	2022年4月1日から2022年6月30日までに出たのあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	2022年4月1日から2022年6月30日までに出たのあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	一部開示(個人 情報 7条①)	個人 の氏名	610	市長	総務部総務室 戸籍住民課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)					
24	R4. 7. 19	R4. 8. 2	15	個人	市外	<p>1. 平成30年11月26日頃、総務省から都道府県市町村税担当課担当者宛に送信された「不動産鑑定士協会に対する鑑定業務の依頼について」と題するメール等</p> <p>2. 平成30年度固定資産標準宅地の評価替えに係る平成28年度の鑑定評価等業務及び付随業務に関する次の書面等</p> <p>(1) 不動産鑑定業者等に配布等した応募要領等(鑑定等の対象地点数を記載した書類を含む)</p> <p>(2) 入札又は随意契約によることを決定した決裁書</p> <p>(3) 入札又は見積の開札結果表一式(見積りの場合は契約相手の見積書を含む)</p> <p>(4) 契約書、仕様書、実施要領等</p> <p>(5) 完了報告書及び請求書</p> <p>(6) 支出命令書(委託先が個人業者の場合には源泉徴収金額の記載のあるもの及び個人番号提出の依頼文を含む)</p> <p>3. 令和3年度固定資産標準宅地の評価替えに係る令和元年度(平成31年度)の鑑定評価等業務及び付随業務に関する上記2.の(1)～(6)の書面等</p> <p>なお、実施要領等の重複及び評価書等の様式は不要です。</p>	<p>職員個人のメールアドレス</p> <p>不動産鑑定事業者の社印及び代表取締役役印の印影</p> <p>帯広市標準宅地リストの所有者名、使用者名</p> <p>予定価格積算根拠</p> <p>予定価格決定者の署名</p> <p>支出命令書及び請求書の振込先の口座情報</p> <p>公文書不存在(一部)</p>	50	50 市長	政策推進部税務室資産税課		
25-1	R4. 7. 25	R4. 8. 8	15	法人	市外	<p>貴自治体(全ての機関)で契約した以下の損害保険証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料：10万円以上 ・保険始期：2022年4月1日～4月30日 ・保険期間：1年契約及び短期契約(1年未満契約) ・保険種類：傷害保険、行事参加者による傷害保険、レクリエーション保険、約定履行保険、施設入場者保険(自動車保険・自賠責保険・火災保険・賠償保険は不要) <p>貴自治体(全ての機関)で契約した以下の損害保険証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料：10万円以上 ・保険始期：2022年4月1日～4月30日 ・保険期間：1年契約及び短期契約(1年未満契約) ・保険種類：傷害保険、行事参加者による傷害保険、レクリエーション保険、約定履行保険、施設入場者保険(自動車保険・自賠責保険・火災保険・賠償保険は不要) 	<p>法人の印影</p>	20	20 市長	農政部ばんえい振興室ばんえい振興課		
25-2	R4. 7. 25	R4. 8. 8	15	法人	市外	<p>貴自治体(全ての機関)で契約した以下の損害保険証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料：10万円以上 ・保険始期：2022年4月1日～4月30日 ・保険期間：1年契約及び短期契約(1年未満契約) ・保険種類：傷害保険、行事参加者による傷害保険、レクリエーション保険、約定履行保険、施設入場者保険(自動車保険・自賠責保険・火災保険・賠償保険は不要) 	<p>一部開示(法人情報 7条②)</p>	20	教育委員 会	学校教育部教育総務室学校地域連携課		

No.	受付日	決定日	決定期 間(日)	請求者 区分	請求者住 所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非 開示等の理由)	非開示部分の概要	費用 (円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
26	R4. 7. 29	R4. 8. 4	7	個人	市外	請求先は帯広市教育委員会です。 ・安倍晋三氏の葬儀が行われた2022年7月12日に、弔意を示すため帯広市内の全小中学校39校に国旗の半旗掲揚を要請したことについて、帯広市教育委員会が帯広市と協議した際の議事録、小中学校への要請書面、決裁過程が分かる一切の文書。	安倍晋三氏の葬儀が行われた2022年7月12日に、弔意を示すため帯広市内の全小中学校39校に国旗の半旗掲揚を要請したことについて、帯広市教育委員会が帯広市と協議した際の議事録、小中学校への要請書面、決裁過程が分かる一切の文書。	非開示(不存 在)			教育委員 会	学校教育部教 育総務室企画 総務課	電子申請
27	R4. 8. 3			個人	市外	実施機関教育委員会が、故安倍晋三氏の葬儀に際し、各校園に半旗の掲揚を求め要請を发出したことに関する各校園宛の文書、意思決定過程で作成された文書など、関連する公文書の全て。	実施機関教育委員会が、故安倍晋三氏の葬儀に際し、各校園に半旗の掲揚を求め要請を发出したことに関する各校園宛の文書、意思決定過程で作成された文書など、関連する公文書の全て。				教育委員 会	学校教育部教 育総務室企画 総務課	電子申請 取下げ
28	R4. 8. 8	R4. 8. 22	15	個人	市内	1、帯広市に対し現物・現金の寄附(ふるさと納税を除く)をした団体名及び個人名、寄附内容がわかるもの(2000年代～2022年)、及び市から感謝状を贈呈先がわかるもの 2、帯広市が2005年～2022年までに後援した団体及び事業がわかるもの	1、帯広市に対し現物・現金の寄附(ふるさと納税を除く)をした団体名及び個人名、寄附内容がわかるもの(2000年代～2022年)、及び市から感謝状を贈呈先がわかるもの 2、帯広市が2005年～2022年までに後援した団体及び事業がわかるもの	全部開示		50	市長	総務部総務室 総務課	
29	R4. 8. 10			個人	市外	課税対象物件に関して ①外国人及び外国法人が所有する土地の総面積と件数(農地、山林を除く) ②外国人及び外国法人が所有する建物の総面積と件数(農地、山林を除く)を記載した文書	課税対象物件に関して ①外国人及び外国法人が所有する土地の総面積と件数(農地、山林を除く) ②外国人及び外国法人が所有する建物の総面積と件数(農地、山林を除く)を記載した文書				市長	政策推進部税 務室資産税課	取下げ

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
30	R4.8.10	R4.8.22	13	個人	市内	北海道新聞(8月10日付)において2014年～2018年にかけて副市長がピアスロードの式典に出席していたことが報じられた。当該事案について以下のご報告がわかる文書の開示を求めます。 1、2014年～2018年に副市長がピアスロードに出席した日について、副市長の日程、公用車運転の日程がわかるもの 2、2014年～2018年の式典に際し、副市長に随行した職員の所属・氏名がわかるもの 3、主催団体から送られてきた式典の案内、依頼に関する文書のいっさい及び担当職の決裁の経緯がわかるもの 4、2014年～2018年に副市長が出席した式典の際のあいさつの内容がわかるもの(あいさつ文等) 5、2014年～2018年の式典に出席した際に撮影した写真 6、2019年の式典において市長名で送ったメッセージの内容及びメッセージ送付に至った経緯がわかるもの(決裁文書) 7、式典に出席後、主催者から市に送付されたお礼、挨拶等の内容がわかるもの(お礼状等) 8、北海道新聞(8月10日付)の取材において「帯広市秘書課によると、公務の接点があった。14年～18年に副市長が代わり市内でのピアスロードの式典に出席してあいさつしたほか、19年の式典には市長名でメッセージを送った」と報じられているが、その事実確認の根拠となるいっさいの文書	北海道新聞(8月10日付)において2014年～2018年にかけて副市長がピアスロードの式典に出席していたことが報じられた。当該事案について以下のご報告がわかる文書の開示を求めます。 1、2014年～2018年に副市長がピアスロードに出席した日について、副市長の日程、公用車運転の日程がわかるもの 2、2014年～2018年の式典に際し、副市長に随行した職員の所属・氏名がわかるもの 3、主催団体から送られてきた式典の案内、依頼に関する文書のいっさい及び担当職の決裁の経緯がわかるもの 4、2014年～2018年に副市長が出席した式典の際のあいさつの内容がわかるもの(あいさつ文等) 5、2014年～2018年の式典に出席した際に撮影した写真 6、2019年の式典において市長名で送ったメッセージの内容及びメッセージ送付に至った経緯がわかるもの(決裁文書) 7、式典に出席後、主催者から市に送付されたお礼、挨拶等の内容がわかるもの(お礼状等) 8、北海道新聞(8月10日付)の取材において「帯広市秘書課によると、公務の接点があった。14年～18年に副市長が代わり市内でのピアスロードの式典に出席してあいさつしたほか、19年の式典には市長名でメッセージを送った」と報じられているが、その事実確認の根拠となるいっさいの文書	個人 一部開示(個人情報ほか)	(1)個人の氏名、電話番号 (2)項目1(うち公用車運転の日程)、項目2、4、5、7	50	市長	政策推進部広報秘書室秘書課	
31	R4.8.15	R4.8.23	9	個人	市外	建築計画概要書 (平成10年8月28日付 第523号) (令和3年10月20日付 第SKK20213218号) (令和3年11月1日付 第SKK20213502号) 処分等概要書 2件 (令和3年10月20日付 第SKK20213218号) (令和3年11月1日付 第SKK20213502号)	建築計画概要書 3件 (平成10年8月28日付 第523号) (令和3年10月20日付 第SKK20213218号) (令和3年11月1日付 第SKK20213502号) 処分等概要書 2件 (令和3年10月20日付 第SKK20213218号) (令和3年11月1日付 第SKK20213502号)	全部開示		50	市長	都市環境部 都市建築室 建築開発課	
32	R4.8.19	R4.8.24	6	個人	市内	議会事務局に2022年に送付されてきた「ピアスロード」に関する一切の文書	議会事務局に2022年に送付されてきた「ピアスロード」に関する一切の文書	個人 個人情報①	個人 個人の氏名	10	議会	議会事務局総務課	
33	R4.8.19	R4.9.1	14	法人	市外	2021年の登記異動修正を反映した地番図データ(2022年1月1日時点以降のもの)。地番、字名、字界、図形座標の提供をお願いします。可能であればShape形式を希望いたします。字名がコードの場合はコード表も合わせて提供願います。	2021年の登記異動修正を反映した地番図データ(2022年1月1日時点以降のもの)。地番、字名、字界、図形座標の提供をお願いします。可能であればShape形式を希望いたします。字名がコードの場合はコード表も合わせて提供願います。	全部開示		50	市長	政策推進部税務室資産税課	電子申請

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
34	R4.8.30	R4.9.13	15	個人	市内	1、「クリーン・キャンパス・21」に登録している企業及び団体がわかるもの 2、「クリーン・キャンパス・21」(2019年度)について現有するすべての起案、事業報告に係る一切の文書 3、全体清冊に係る保険加入の金額、加入数等の一覧がわかる文書 4、当該事業に登録している企業、団体の参加申込書及び活動計画の内容がわかる一切の文書 5、当該事業の役割分担に係る合意書の内容がわかるもの	1、「クリーン・キャンパス・21」に登録している企業及び団体がわかるもの 2、「クリーン・キャンパス・21」(2019年度)について現有するすべての起案、事業報告に係る一切の文書 3、全体清冊に係る保険加入の金額、加入数等の一覧がわかる文書 4、当該事業に登録している企業、団体の参加申込書及び活動計画の内容がわかる一切の文書 5、当該事業の役割分担に係る合意書の内容がわかるもの	一部開示(個人情報ほか)	・個人の住所、郵便番号、氏名、年齢、電話番号、印影、メールアドレス ・法人の印影	50	市長	都市環境部 環境室環境課	
35	R4.9.5	R4.9.14	10	法人	市外	放課後子ども広場の障害保険に関する情報一式 1. 保険証券 保険期間 2022年4月1日～2023年3月31日のもの 2. 令和4年一者随意契約に関する資料 ・ 指名通知書 ・ 仕様書 ・ 指名人参加者選定理由書 ・ 指名人参加者選定理由書 ・ 支出負担行為同書 ・ 執行同書兼入札同書 3. 平成31年、令和2年、令和3年の年間保険料 4. 同上期間の年度ごとの事故発生件数、受取保険金	放課後子ども広場の障害保険に関する情報一式 1. 保険証券 保険期間 2022年4月1日～2023年3月31日のもの 2. 令和4年一者随意契約に関する資料 ・ 指名通知書 ・ 仕様書 ・ 指名人参加者選定理由書 ・ 指名人参加者選定理由書 ・ 支出負担行為同書 ・ 執行同書兼入札同書 3. 平成31年、令和2年、令和3年の年間保険料 4. 同上期間の年度ごとの事故発生件数、受取保険金	一部開示(個人情報ほか)	・被保険者及び担当者の氏名並びに学校名 ・非選定法人の名称 ・令和3年度の事故発生件数、受取保険金 ・予定価格	190	市長	学校教育部 学校指導室 地域連携課	電子申請
36	R4.9.5	R4.9.14	10	個人	市内	1、2は以前も請求させていただき、開示をいただいた内容になります。 防衛省の自衛隊員募集事務に協力し、市が氏名や住所等の個人情報を提供した件について、提供に至った経緯の一切がわかるもの	1、2は以前も請求させていただき、開示をいただいた内容になります。 防衛省の自衛隊員募集事務に協力し、市が氏名や住所等の個人情報を提供した件について、提供に至った経緯の一切がわかるもの	全部開示		50	市長	総務部 危機対策 策室危機対策課	
37	R4.9.13			個人	市外	https://mobile.twitter.com/hoku_mai/status/1552222106993037312	https://mobile.twitter.com/hoku_mai/status/1552222106993037312				教育委員会	学校教育部 教育総務室 企画総務課	電子申請 取下げ
38-1	R4.9.13	R4.9.27	15	個人	市外	7/12に安倍氏弔意を示すため帯広市市内の小中学校に半旗掲揚を要請したことに対し、要請の妥当性を検証した会議録などの一切の文書。 https://mobile.twitter.com/hoku_mai/status/1552222106993037312	7/12に安倍氏弔意を示すため帯広市市内の小中学校に半旗掲揚を要請したことに対し、要請の妥当性を検証した会議録などの一切の文書。 https://mobile.twitter.com/hoku_mai/status/1552222106993037312	一部開示(個人情報ほか)	個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、7/12に安倍氏弔意を示すため帯広市市内の小中学校に半旗掲揚を要請したことに對し、要請の妥当性を検証した会議録などの一切の文書(公文書不存)	310	教育委員会	学校教育部 教育総務室 企画総務課	電子申請
38-2	R4.9.13	R4.9.27	15	個人	市外	・小中学校に半旗掲揚を要請、実施したことについて、帯広市役所及び帯広市教育委員会に寄せられた賛否や意見の内容が分かる一切の文書。 https://mobile.twitter.com/hoku_mai/status/1552222106993037312	・小中学校に半旗掲揚を要請、実施したことについて、帯広市役所及び帯広市教育委員会に寄せられた賛否や意見の内容が分かる一切の文書。 https://mobile.twitter.com/hoku_mai/status/1552222106993037312	一部開示(個人情報7条①)	個人の氏名、職名、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、性別、年齢	240	市長	総務部 総務室	電子申請

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
39	R4.9.14	R4.9.22	9	個人	市内	ばんえい競馬会計の関係資料のうち統一的な基準による財務書類(財務4表)の作成過程で作成した「ばんえい競馬会計」にかかわる財務4表(令和2年度決算)	ばんえい競馬会計の関係資料のうち統一的な基準による財務書類(財務4表)の作成過程で作成した「ばんえい競馬会計」にかかわる財務4表(令和2年度決算)	全部開示		50	市長	政策推進部財務室財政課	
40	R4.9.14	R4.9.28	15	個人	市内	ばんえい競馬の関係資料のうち ■帯広市公有財産規則第74条による借受物件の次の事項を記載した文書 (1)借受物件の種類、地目、用途別構造数量 (2)貸付者の住所、氏名(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) (3)借り受けようとする理由 (4)借受の条件 (5)その他参考となるべき事項	ばんえい競馬の関係資料のうち ■帯広市公有財産規則第74条による借受物件の次の事項を記載した文書 (1)借受物件の種類、地目、用途別構造数量 (2)貸付者の住所、氏名(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) (3)借り受けようとする理由 (4)借受の条件 (5)その他参考となるべき事項	一部開示(法人情報 7条②)	法人の印影	50	市長	農政部ばんえい振興室ばんえい振興課	
41	R4.9.14			個人	市内	ばんえい競馬会計の関係書類のうち消費税申告書及び関係書類の控え全部(令和3年度)	ばんえい競馬会計の関係書類のうち消費税申告書及び関係書類の控え全部(令和3年度)	一部開示(個人情報 7条①)	住民コード、所有者氏名、郵便番号、所有者住所、電話番号、犬の所在地、注射実施者	50	市長	都市環境部環境室環境課	電子申請
42	R4.9.14	R4.9.28	15	個人	市外	狂犬病予防法に基づき登録されている飼育犬の情報(種類と、毛の色と、性別と、犬の名前)	狂犬病予防法に基づき登録されている飼育犬の情報(種類と、毛の色と、性別と、犬の名前)	一部開示(個人情報 7条①)	個人の住所	50	市長	総務部危機対策室危機対策課(総務部総務室戸籍住民課)	
43	R4.9.15	R4.9.29	15	個人	市内	自衛隊募集中者情報の提供について以下の文書の開示を求める 1、2018年～2022年にかけて防衛省、自衛隊関係者が来庁し、名簿の閲覧及び提供を求めた際の経緯がわかる一切の文書(面談記録等) 2、自衛隊に対して自衛隊等対象者情報に係る電子データを提供するに至った経緯がわかる一切の文書	自衛隊募集中者情報の提供について以下の文書の開示を求める 1、2018年～2022年にかけて防衛省、自衛隊関係者が来庁し、名簿の閲覧及び提供を求めた際の経緯がわかる一切の文書(面談記録等) 2、自衛隊に対して自衛隊等対象者情報に係る電子データを提供するに至った経緯がわかる一切の文書						
44-1	R4.9.16			個人	市内	帯広市が所管する以下の施設の利用状況がわかるもの。 1、2018年～2022年の間に全コミュニケーションセンターで使用許可した団体の名称及び使用内容等(使用した目的、室名、使用人数、利用時間帯)がわかるもの	帯広市が所管する以下の施設の利用状況がわかるもの。 1、2018年～2022年の間に全コミュニケーションセンターで使用許可した団体の名称及び使用内容等(使用した目的、室名、使用人数、利用時間帯)がわかるもの				市長	市民福祉部地域福祉室市民活動課	取下げ
44-2	R4.9.16			個人	市内	帯広市が所管する以下の施設の利用状況がわかるもの。 2、2018年～2023年においてとちまちプラザ及びびり帯広市民文化ホールが使用許可した団体の名称及び使用内容等(使用した目的、室名、利用時間帯)がわかるもの	帯広市が所管する以下の施設の利用状況がわかるもの。 2、2018年～2023年においてとちまちプラザ及びびり帯広市民文化ホールが使用許可した団体の名称及び使用内容等(使用した目的、室名、利用時間帯)がわかるもの				教育委員 教育委員会	生涯学習部生涯学習文化室生涯学習文化課	取下げ
45	R4.9.25	R4.10.6	12	個人	市外	三崎裕美子(みさきゆみこ)氏に関する選挙資金収支報告書すべて	三崎裕美子(みさきゆみこ)氏に関する選挙資金収支報告書すべて	一部開示(個人情報・法人情報 7条①②)	個人の住所、印影、自署法人の印影	50	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局選挙課	電子申請
46-1	R4.9.26	R4.10.6	11	個人	市内	帯広市が所管する以下の施設の利用状況がわかるもの。 1、2022年8月にコスモス福祉センターで使用許可した団体の名称及び使用内容等(使用した目的、室名、使用人数、利用時間帯)がわかるもの	帯広市が所管する以下の施設の利用状況がわかるもの。 1、2022年8月にコスモス福祉センターで使用許可した団体の名称及び使用内容等(使用した目的、室名、使用人数、利用時間帯)がわかるもの	一部開示(個人情報 7条①)	個人の氏名	50	市長	市民福祉部地域福祉室市民活動課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
46-2	R4.9.26	R4.10.6	11	個人	市内	帯広市が所管する以下の施設の利用状況がわかるもの 2、2020年4月～2022年8月においてとちがちからプラザ及び帯広市民文化ホールが使用許可した団体の名称がわかるもの	帯広市が所管する以下の施設の利用状況がわかるもの 2、2020年4月～2022年8月においてとちがちからプラザ及び帯広市民文化ホールが使用許可した団体の名称がわかるもの	一部開示(個人情報 7条①)	個人の氏名	50	教育委員会	生涯学習部生涯学習文化室 生涯学習文化課	
47	R4.9.27	R4.10.6	10	個人	市内	ばんえい競馬会計の関係書類のうち消費税申告書及び関係書類の控え全部(令和3年度)	ばんえい競馬会計の関係書類のうち消費税申告書及び関係書類の控え全部(令和3年度)	全部開示		50	市長	農政部ばんえい振興室ばんえい振興課	
48	R4.10.11	R4.10.24	14	法人	市外	帯広市個人用市民税納税通知書等送付用封筒における直近3年度分の全応札金額と会社名がわかる文書	帯広市個人用市民税納税通知書等送付用封筒における直近3年度分の全応札金額と会社名がわかる文書	一部開示(法人情報 7条②)	落札者以外の会社の受理番号・会社名	30	市長	政策推進部税務室市民税課	電子申請
49	R4.10.17	R4.10.31	15	個人	市内	連絡帳を無くした経過がわかるもの ・それを保護者に通知した文書	連絡帳を無くした経過がわかるもの ・それを保護者に通知した文書	一部開示(個人情報 7条①)	個人の氏名、続柄、傷病名、年齢、家族構成、健康状態	50	市長	市民福祉部こども福祉室こども課	
50	R4.10.20	R4.11.2	14	個人	市外	「西3・9周辺地区」の市街地再開発事業について、国交省に提出した社会資本整備総合交付金または防災・安全交付金の事業量調査書または地区概要資料(最新のものの、添付資料を含む)	「西3・9周辺地区」の市街地再開発事業について、国交省に提出した社会資本整備総合交付金の地区概要調査(最新のものの、添付資料を含む)	一部開示(法人情報 7条②)	員増床処分量額及び組合員増床負担金額 建築物平面図のうち、事務所棟A中、金融機関に係る部分	200	市長	経済部商業労働室商業労働課	電子申請
51	R4.10.23	R4.11.4	13	個人	市外	下記の地方自治法第260条第1項の規定による町又は字の区域の新設又は変更に係る帯広市議会に提出した議案及び区域図の写し ・昭和25年8月1日施行 字の区域及び名称の変更(依田町、大川町、緑ヶ丘一帯通、緑ヶ丘二帯通の新設) ・昭和37年6月13日 新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更(東4条南4丁目4番地及び東5条南4丁目1番地) ・昭和38年4月1日施行 字の区域の新設等(旧川西町、大正町) ・昭和45年5月19日施行 帯広市南郷士地区画整理事業に係る字の区域の新設(西1～5条南32～34丁目の新設) ・昭和45年11月1日施行 町の区域の新設(大通～西7条南30～34丁目) ・昭和48年1月20日施行 町の区域の新設(大空町9～10丁目) ・昭和50年3月1日施行 町の区域の変更(大空町10丁目) ・昭和51年11月20日 帯広市昭和士地区画整理事業に係る町の区域の変更(西14～15条南1～4丁目) ・昭和61年3月7日 町の区域の新設及び変更 ・平成4年6月1日施行 町の区域の新設及び変更(西3条南12丁目、自由が丘6丁目) ・平成4年11月7日 歌南第一地区土地区画整理事業に係る町の区域の変更 ・平成9年7月16日 北樹士地区画整理事業に係る町の区域の変更	下記の地方自治法第260条第1項の規定による町又は字の区域の新設又は変更に係る帯広市議会に提出した議案及び区域図の写し ・昭和25年8月1日施行 字の区域及び名称の変更(依田町、大川町、緑ヶ丘一帯通、緑ヶ丘二帯通の新設) ・昭和37年6月13日 新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更(東4条南4丁目4番地及び東5条南4丁目1番地) ・昭和38年4月1日施行 字の区域の新設等(旧川西町、大正町) ・昭和45年5月19日施行 帯広市南郷士地区画整理事業に係る字の区域の新設(西1～5条南32～34丁目の新設) ・昭和45年11月1日施行 町の区域の新設(大通～西7条南30～34丁目) ・昭和48年1月20日施行 町の区域の新設(大空町9～10丁目) ・昭和50年3月1日施行 町の区域の変更(大空町10丁目) ・昭和51年11月20日 帯広市昭和士地区画整理事業に係る町の区域の変更(西14～15条南1～4丁目) ・昭和61年3月7日 町の区域の新設及び変更 ・平成4年6月1日施行 町の区域の新設及び変更(西3条南12丁目、自由が丘6丁目) ・平成4年11月7日 歌南第一地区土地区画整理事業に係る町の区域の変更 ・平成9年7月16日 北樹士地区画整理事業に係る町の区域の変更	一部開示(不存 在)	昭和37年6月13日、新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更(東4条南4丁目4番地及び東5条南4丁目1番地)に係る区域	50	市長	都市環境部土木管理課	電子申請

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
52	R4.10.31 R4.11.10	R4.11.10	11	法人	市外	令和2年4月1日以降、本書受理日までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建築リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。なお、「対象住所一覧」の全てにおいて届出書が提出されているとは限りません。届出のあるものを請求するものです。また、対象物件の「工事の種類」は全て、「建築物の解体」です。公開請求の対象は様式第一号の「届出書」、いわゆる頭紙のA4用紙1枚です。不随する別表や様式第2号の工程表など不要です。	令和2年4月1日以降、本書受理日までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建築リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。	一部開示(個人情報ほか)	・個人の氏名、印影、住所及び電話番号 ・法人代表者の印影 ・別紙「対象住所一覧」のうち①③⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑯⑰⑱⑲に関する文書	70	市長	都市環境部 都市建築室 建築開発課	
53	R4.11.7 R4.11.21	R4.11.21	15	個人	市内	1. 帯広市が、令和2年1月から令和4年11月まで新型コロナウイルス感染に関し、帯広市都市環境部に感染防止対策として指示・指導文書及び、都市環境部職員に係る感染状況調査報告文書。 2. 上記1に関し、帯広市が委託契約している事業者で、帯広市都市環境部が専ら所管している事業者に対し感染予防対策の指導対策文書及び、委託業者から感染状況等の報告文書、又前記に関する個別に調査し指導した文書。 3. その他、上記1・2に関連し存在する公文書。	1. 帯広市が、令和2年1月から令和4年11月まで新型コロナウイルス感染に関し、帯広市都市環境部に感染防止対策として委託事業について指示・指導文書及び、都市環境部職員に係る感染状況調査報告文書。 2. 上記1に関し、帯広市が委託契約している事業者で、帯広市都市環境部が専ら所管している事業者に対し感染予防対策の指導対策文書及び、委託業者から感染状況等の報告文書、又前記に関する個別に調査し指導した文書。 3. その他、上記1・2に関連し存在する公文書。	一部開示(個人情報ほか)	・個人の氏名及び印影、市職員個人の電話番号、性別、年齢 ・法人の印影 ・職員個人のメールアドレス ・請求内容2のうち個別に調査し指導した文書	3,480	市長	都市環境部 環境室 清掃事業課	
54	R4.11.16	R4.11.25	10	個人	市内	1. 令和4年度、家庭用、事業用ごみ・資源ごみ収集等は曜日指定されている。帯広市と配達業者の全ての、契約書開示請求します。	1. 令和4年度、家庭用、事業用ごみ・資源ごみ収集等は曜日指定されている。帯広市と配達業者の全ての、契約書開示請求します。	一部開示(法人情報 7条②)	法人の印影	3,820	市長	都市環境部 環境室清掃事業課	
55	R4.11.30	R4.12.5	6	法人	市外	別紙のとおり 建築計画概要書	建築計画概要書 (帯広市東2条南8丁目1番地1、1番地3及び3番地1)	全部開示		20	市長	都市環境部 都市建築室 建築開発課	
56	R4.11.30	R4.12.5	6	個人	市内	第59-4号の道路指定図	第59-4号の道路指定図	全部開示		20	市長	都市環境部 都市建築室 建築開発課	
57	R4.11.30	R4.12.14	15	個人	市内	令和4年度帯広市観光ポスター・パンフレット作成業務委託において提出された企画書	令和4年度帯広市観光ポスター・パンフレット制作業務委託において提出された企画書	一部開示(個人情報・法人情報 7条①②)	・事業者の担当者の氏名、年齢及び自社経験年数 ・決定業者以外のポスター・パンフレット企画提案に係る技術及び営業のノウハウ 見積単価及び金額並びに小計、消費税及び合計の金額	50	市長	経済部観光交流 流室観光交流課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)				
58	R4.12.2 R4.12.16	R4.12.16	15	法人	市外	<p>1：土地・家屋課税台帳の電磁的記録で最新のもの。</p> <p>2：1が存在しない又は開示不可能の場合は、1以外の文書で、帯広市内の土地・家屋の登記情報のうち、土地の所在・地番・地目・地積・家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積の情報を含む一貫の電磁的記録で最新のもの。登記名義人・建築年の情報もあれば含む。</p> <p>※1につきましても、地方税法第381条第1項・第3項により土地・家屋課税台帳に登録しなければならない登記事項・登記名義人として登録されている部分(項目)のみで問題ございません。</p> <p>※エクセル等の表形式のデータを優先的に希望します。その他のデータとなる場合は事前にご連絡をお願いします。</p> <p>※「登記名義人」の項目につきましては、官公庁のみ→帯広市のみ、法人のみ→官公庁のみ→帯広市のみ、の順番で開示のご検討をお願いします。</p> <p>※コード表記等による読み替えを行っている場合は、それを読み替えるための資料もお願ひします。</p>	<p>①課税台帳以外の文書で、帯広市内の土地・家屋の登記情報のうち、土地の登記名義人(官公庁・帯広市に限る)、土地の所在・地番・地目・地積・家屋の所在・地番(代表のみ)・家屋番号・種類・床面積の情報を含む一貫の電磁的記録。</p> <p>②コードでの提供部分に係る日本語対応表</p> <p>※エクセル等の表形式のデータを優先的に希望します。その他のデータとなる場合は事前にご連絡をお願いします。</p>	全部開示	50 市長	政策推進部税務室資産税課	電子申請
59	R4.12.2 R4.12.16	R4.12.16	15	法人	市外	<p>帯広市の地番が載った図面(図面の種類や名称、精度は問わない)で、2021年中の登記異動修正済のshapeデータ。</p> <p>※地番の他、字界・字名・家屋(外形・家屋番号)の情報もあれば併せてお願ひします。</p> <p>※次回更新版に更新される予定時期と、現地成果(JGD2000、JGD2011等)についてご回答をお願いします。</p> <p>※コード表記等を行っている場合は、コード表等の資料もお願ひします。</p>	<p>帯広市の地番が載った図面(図面の種類や名称、精度は問わない)で、2021年中の登記異動修正済のshapeデータ。</p> <p>※地番の他、字界・字名・家屋(外形・家屋番号)・境界の情報もあれば併せてお願ひします。</p> <p>※コード表記等を行っている場合は、コード表等の資料もお願ひします。</p>	全部開示	50 市長	政策推進部税務室資産税課	電子申請
60-1	R5.1.4 R5.1.18	R5.1.18	15	個人	市外	<ul style="list-style-type: none"> ・長の事務引継書 ・所属の事務の長の事務引継書(最新のもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・長の事務引継書 ・所属の事務の長(総務部長)の事務引継書(最新のもの) 	全部開示	190 市長	総務部組織人事室人事課	公文書複写申出あり
60-2	R5.1.4 R5.1.18	R5.1.18	15	個人	市外	<ul style="list-style-type: none"> ・長の事務引継書 ・所属の事務の長の事務引継書(最新のもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・長の事務引継書 ・所属の事務の長(学校教育部長)の事務引継書(最新のもの) 	一部開示(個人情報7条①)	教育委員会	学校教育委員会 教育総務室企画総務課	公文書複写申出あり
60-3	R5.1.4 R5.1.18	R5.1.18	15	個人	市外	<ul style="list-style-type: none"> ・長の事務引継書 ・所属の事務の長の事務引継書(最新のもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・長の事務引継書 ・所属の事務の長の事務引継書(最新のもの) 	一部開示(個人情報ほか)	選挙管理委員会	選挙管理委員会 事務局選挙課	公文書複写申出あり
60-4	R5.1.4 R5.1.18	R5.1.18	15	個人	市外	<ul style="list-style-type: none"> ・長の事務引継書 ・所属の事務の長の事務引継書(最新のもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・長の事務引継書 ・所属の事務の長の事務引継書(最新のもの) 	全部開示	60 監査委員	監査委員事務局	公文書複写申出あり
60-5	R5.1.4 R5.1.18	R5.1.18	15	個人	市外	<ul style="list-style-type: none"> ・長の事務引継書 ・所属の事務の長の事務引継書(最新のもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・長の事務引継書 ・所属の事務の長の事務引継書(最新のもの) 	一部開示(不存 在)	議会	議会事務局総務課	公文書複写申出あり

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
60-6	R5.1.4 R5.1.18	R5.1.18	15	個人	市外	<ul style="list-style-type: none"> 長の事務引継書 所属の事務の長の事務引継書(最新のもの) 	<ul style="list-style-type: none"> 長の事務引継書 所属の事務の長の事務引継書(最新のもの) 	一部開示(不存在)	長の事務引継書	10	固定資産評価審査委員会	総務部総務室総務課	公文書複写申出あり
60-7	R5.1.4 R5.1.18	R5.1.18	15	個人	市外	<ul style="list-style-type: none"> 長の事務引継書 所属の事務の長の事務引継書(最新のもの) 	<ul style="list-style-type: none"> 長の事務引継書 所属の事務の長の事務引継書(最新のもの) 	一部開示(個人・法人情報7条①②)	<ul style="list-style-type: none"> 法人の名称 個人の勤務先、職位 	40	公営企業管理者	上下水道部経営総務課	公文書複写申出あり
60-8	R5.1.4 R5.1.18	R5.1.18	15	個人	市外	<ul style="list-style-type: none"> 長の事務引継書 所属の事務の長の事務引継書(最新のもの) 	<ul style="list-style-type: none"> 長の事務引継書 所属の事務の長の事務引継書(最新のもの) 	一部開示(不存在)	長の事務引継書	10	農業委員会	農業委員会事務局農地課	公文書複写申出あり
61	R5.1.10 R5.1.23	R5.1.23	14	法人	市外	2022年7月1日から2022年12月31日までに出たのあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	2022年7月1日から2022年12月31日までに出たのあった街区符号・住居番号決定通知受付簿と該当の住居表示台帳	一部開示(個人情報7条①)	個人の氏名	1,150	市長	総務部総務室戸籍住民課	
62	R5.1.12 R5.1.26	R5.1.26	15	個人	市内	<p>帯広市民環境部が令和3年10月25日の公募集告示により、令和4年度の清掃事業可燃ごみ及び資源収集運搬業務委託業者選定競争入札に係る次の公文書。</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域番号1の委託地区の入札参加者名簿、区割り別全体地図。 委託事業者選定委員会委員の氏名及び公職役職、他本件競争入札に選定権限を有し参加した有識者等の公職役職名簿。 委託業者選定に関し、技術評価その他各評価区分項目の配点根拠とした文書と、評価委員会の協議記録と委員会委員の公職役職名簿。 上記1に関し、各参加者の入札結果価格表及び評価される目的として提出された添付文書と評価の配点の根拠とした考察文書。 地方自治法施行令第167条の6・同条の8・同条の10の2等の定める文書。 その他、本件1地区競争入札に関し存在する文書。 	<p>帯広市民環境部が令和3年10月25日の公募集告示により、令和4年度の清掃事業可燃ごみ及び資源収集運搬業務委託業者選定競争入札に係る次の公文書。</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域番号1の委託地区の入札参加者名簿、区割り別全体地図。 委託事業者選定委員会委員の氏名及び公職役職、他本件競争入札に選定権限を有し参加した有識者等の公職役職名簿。 委託業者選定に関し、技術評価その他各評価区分項目の配点根拠とした文書と、評価委員会の協議記録と委員会委員の公職役職名簿。 上記1に関し、各参加者の入札結果価格表及び評価される目的として提出された添付文書と評価の配点の根拠とした考察文書。 地方自治法施行令第167条の6・同条の8・同条の10の2等の定める文書。 その他、本件1地区競争入札に関し存在する文書。 	一部開示(個人情報ほか)	<p>(個人情報) 印影、本籍地、生年月日、住所、最終学歴・学歴、職歴、署名、氏名、職位・職種・役職、メールアドレスほか</p> <p>(法人情報) 印影、貸借対照表・損益計算書・工事原価報告書・株主資本等変動計算書・個別注記表・取売費及び一般管理費・製造原価報告書中の金額、法人の経営状況に係る採点内訳</p> <p>(事務事業執行情報) 予定価格、失格判断基準、調査基準価格、比較価格(公文書不存在)</p> <p>(公文書不存在) 地方自治法施行令第167条の8及び同条の12の2に定める文書</p>	10,310	市長	都市環境部環境室清掃事業課	
63	R5.1.13 R5.1.23	R5.1.23	11	法人	市内	<p>最新の住居表示台帳と、住居表示台帳見取図(下記の街区が含まれているもの)希望。</p> <ul style="list-style-type: none"> 帯広市西3条南36丁目1街区 帯広市西19条南38丁目1街区 帯広市南の森西6丁目5街区 <p>以上。</p>	<p>最新の住居表示台帳と、住居表示台帳見取図(下記の街区が含まれるもの)希望。</p> <ul style="list-style-type: none"> 帯広市西3条南36丁目1街区 帯広市西19条南38丁目1街区 帯広市南の森西6丁目5街区 <p>以上。</p>	全部開示	下記の最新の住居表示台帳と、住居表示台帳見取図(下記の街区が含まれるもの)希望。 <ul style="list-style-type: none"> 帯広市西3条南36丁目1街区 <p>以上。</p>	20	市長	総務部総務室戸籍住民課	電子申請
64	R5.1.20 R5.1.30	R5.1.30	11	個人	市内	<p>帯広市の会計年度任用職員について、勤務を要しない日が4週8休あれば、祝日に勤務した場合に代休日を指定したものとみなす旨の運用を行うことが明記された文書</p>	<p>帯広市の会計年度任用職員について、勤務を要しない日が4週8休あれば、祝日に勤務した場合に代休日を指定したものとみなす旨の運用を行うことが明記された文書</p>	非開示(不存在)			市長	総務部組織人事室人事課	
65	R5.1.20 R5.1.30	R5.1.30	11	法人	市外	<p>現職の市議会議員の最終学歴がわかる資料</p>	<p>現職の市議会議員の最終学歴がわかる資料</p>	全部開示		10	議会	議会事務局総務課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部署	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
66	R5.1.30 R5.2.13	R5.2.13	15	個人	市外	貴市が2019年度に一般競争入札で発注した全ての工事、工事関連業務委託及び物品その他調達契約について、それぞれの案件名、入札日、すべての入札者名及びそのそれぞれの入札金額(税抜き)と、可能ならば予定価格(税抜き)、調査基準価格(税抜き)、最低制限価格(税抜き)等がわかる電磁的記録、情報の厳密な正確性は問わない。電磁的記録が不存なら理由を明示したうえで紙の文書。なお保存期間等により上記全部または一部がわかるとはならない場合は、破棄された公文書名および破棄年月日を明示する等、不存の具体的な理由を明示してください。	貴市が2019年度に一般競争入札で発注した全ての工事、工事関連業務委託及び物品その他調達契約について、それぞれの案件名、入札日、すべての入札者名及びそのそれぞれの入札金額(税抜き)と、可能ならば予定価格(税抜き)、調査基準価格(税抜き)、最低制限価格(税抜き)等がわかる電磁的記録、情報の厳密な正確性は問わない。電磁的記録が不存なら理由を明示したうえで紙の文書。なお保存期間等により上記全部または一部がわかるとはならない場合は、破棄された公文書名および破棄年月日を明示する等、不存の具体的な理由を明示してください。	全部開示		50	市長	総務部総務室 契約管財課	
67	R5.2.2 R5.2.15	R5.2.15	14	個人	市内	帯広市の会計年度任用職員について、勤務を要しない日が4週8休以上あれば、祝日に勤務した場合に代休日を指定したものとみなす旨の運用を事実上行っていることが読み取れる資料	帯広市の会計年度任用職員について、勤務を要しない日が4週8休以上あれば、祝日に勤務した場合に代休日を指定したものとみなす旨の運用を事実上行っていることが読み取れる資料	非開示(不存在)			市長	総務部 組織人事室 事課	
68	R5.2.7 R5.2.17	R5.2.17	11	個人	市外	令和6年度固定資産(土地)評価替えに係る令和4年度の標準宅地の鑑定評価業務に関する次の書面等 (1) 不動産鑑定業者の募集方法及び契約方法を決定した決裁書(入札又は随意契約、応募要領、見積依頼等の内容を含む) (2) 予定価格に関する決裁書 (3) 契約相手方を決定した決裁書(入札又は見積の開札結果表一式、契約相手の見積書等を含む) (4) 契約締結に関する決裁書 (5) 締結した契約書、仕様書、実施要領等(名称が異なるもの(請書等)を含む) (6) 報酬支払に関する決裁書(中間金等に関する完了届、請求書、支出命令書等を含む) (7) 標準宅地等の一覧表(対象地点数が仕様書又は請求書等に明記されている場合には不要です。) なお、鑑定評価書等の様式は不要です。また、複数の鑑定業者との契約の場合等の約款、実施要領等の同一内容の重複部分は不要です。	令和6年度固定資産(土地)評価替えに係る令和4年度の標準宅地の鑑定評価業務に関する次の書面等 (1) 不動産鑑定業者の募集方法及び契約方法を決定した決裁書(入札又は随意契約、応募要領、見積依頼等の内容を含む) (2) 予定価格に関する決裁書 (3) 契約相手方を決定した決裁書(入札又は見積の開札結果表一式、契約相手の見積書等を含む) (4) 契約締結に関する決裁書 (5) 締結した契約書、仕様書、実施要領等(名称が異なるもの(請書等)を含む) (6) 報酬支払に関する決裁書(中間金等に関する完了届、請求書、支出命令書等を含む) (7) 標準宅地等の一覧表(対象地点数が仕様書又は請求書等に明記されている場合には不要です。) なお、鑑定評価書等の様式は不要です。また、複数の鑑定業者との契約の場合等の約款、実施要領等の同一内容の重複部分は不要です。	一部開示(個人情報ほか)	(1)予定価格 (2)予定価格積算根拠 (3)不動産鑑定事業者の代表取締役印の印影 (4)予定価格決定者の署名 (5)帯広市標準宅地リストの所有者欄及び住宅地図 (6)報酬支払いに関する決裁書(中間金等に関する完了届、請求書、支出命令書等を含む。) (7)応募要領 (8)実施要領	50	市長	政策推進部 税務資産課	
69	R5.2.10 R5.2.21	R5.2.21	12	法人	市内	建築計画がいり要書 2件 平成4年8月11日第658号、昭和49年5月17日第212号	建築計画がいり要書 2件 平成4年8月11日第658号、昭和49年5月17日第212号	全部開示		40	市長	都市環境部 都市建築室 建築開発課	
70	R5.2.14 R5.2.21	R5.2.21	8	法人	市内	位置指定道路図 第46-4号	位置指定道路図 第46-4号	全部開示		10	市長	都市環境部 都市建築室 建築開発課	
71-1	R5.2.17 R5.3.3	R5.3.3	15	個人	市内	ばんえい競馬会計の関係書類のうち ■令和4年度の令和4年4月から令和5年1月の歳入月計表、歳出月計表、歳計外・基金月計表	ばんえい競馬会計の関係書類のうち ■令和4年度の令和4年4月から令和5年1月の歳入月計表、歳出月計表、歳計外・基金月計表	全部開示		50	市長	会計課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
71-2	R5.2.17	R5.3.3	15	個人	市内	ばんえい競馬会計の関係書類のうち ■帯広市財務規則第26条、弾力条項の適用した年度の会計弾力条項適用調書	ばんえい競馬会計の関係書類のうち ■帯広市財務規則第26条、弾力条項の適用した年度の会計弾力条項適用調書	全部開示	以下の決定士に対する補助金等精算書 (1)令和5年2月1日帯ばんえい指令第510号(令和4年4月1日帯ばんえい指令第420号) (2)令和4年4月1日帯ばんえい指令第422号 (3)令和4年9月1日帯ばんえい指令第375号(令和4年6月10日帯ばんえい指令第187号)(令和4年4月1日帯ばんえい指令第87号)		市長	農政部ばんえい振興室ばんえい振興課	
72	R5.2.21	R5.3.7	15	個人	市内	ばんえい競馬の関係書類、補助金等交付に関する書類のうち、 ■補助金等交付申請額算出調書 ■決定通知書 ■補助金等精算書 ただし、平成30年から今日までの分	ばんえい競馬の関係書類、補助金等交付に関する書類のうち、 ■補助金等交付申請額算出調書 ■決定通知書 ■補助金等精算書 ただし、平成30年から今日までの分	一部開示(不存 在)		50	市長	農政部ばんえい振興室ばんえい振興課	
73	R5.3.2	R5.3.8	7	個人	市内	よつ葉アリーナ十勝のネーミングライツの契約内容がわかるもの	よつ葉アリーナ十勝のネーミングライツの契約内容がわかるもの	一部開示(個人情報 7条①)	契約者の自筆署名	50	教育委員会	生涯学習部スポーツ室スポーツ課	
74	R5.3.9	R5.3.14	6	法人	市内	道路指定図 第十拓殖110号	道路指定図 第十拓殖110号	全部開示		10	市長	都市環境部都市建築室建築開発課	
75	R5.3.22	R5.4.4	14	個人	市外	帯広市の小中学校の学校別の職員数と児童・生徒数 義務教育学校含む (令和4年5月1日現在のもの)	帯広市の小中学校の学校別の職員数と児童・生徒数 義務教育学校含む (令和4年5月1日現在のもの)	全部開示			教育委員会	学校教育委員会 学校教育室 教育課	
76	R5.3.22	R5.4.5	15	個人	市外	市長選挙時の候補者の届出書類全て 市長選挙時の報告書(領収等) 市長選挙時の公費負担の根拠・明細 市長選挙時の投票済用紙 (最新のもの)	市長選挙時の候補者の届出書類全て 市長選挙時の報告書(領収等) 市長選挙時の公費負担の根拠・明細 市長選挙時の投票済用紙 (最新のもの)	一部開示(個人情報ほか)	(1)個人の本籍、年齢、印影、戸籍謄本、戸籍抄本、前住所、続柄、住民となった年月日、職業、電話番号、生年月日、就職年月日、会社名、性別 (2)個人の署名 (3)法人の印影 (4)投票済用紙			選挙管理委員会事務局選挙課	
77	R5.3.22	R5.3.31	10	個人	市外	令和4年度退職の帯広職員の退職手当金額。個別に。 (本人を特定できる、氏名・住所などの個人情報が必要なし)	令和4年度退職の帯広職員の退職手当金額。個別に。 (本人を特定できる、氏名・住所などの個人情報が必要なし)	一部開示(個人情報 7条①)	退職者の氏名及び退職年月日		市長	総務部組織人事室人事課	
78	R5.3.22	R5.4.5	15	個人	市外	令和3年度の政務活動費の状況	令和3年度の政務活動費の状況	一部開示(個人情報ほか)	①不当要求・暴言の対応、事例 ②担当職員の職員番号、生年月日、共済番号及びその加入期間、住所、電話番号、前住所、学歴、家族構成、職歴、顔写真、性別		議会	議会事務局総務課	
79	R5.3.22	R5.4.5	15	個人	市外	不当要求・暴言の対応、事例、担当職員の経歴(元警察官)、条例(過去5年分)	不当要求・暴言の対応、事例、担当職員の経歴(元警察官)、条例(過去5年分)	一部開示(個人情報ほか)	(1)個人の氏名、印影、電話番号 (2)法人の印影、口歴情報		市長	総務部組織人事室人事課	

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
80	R5.3.24 R5.3.31	R5.3.31	8	個人	市外	<p>帯広市が毎年行っている、市内の公園すべての、遊具・施設の定期点検の結果報告書(プランコなどの遊具、ベンチなどの施設など、点検対象のすべてを含むもの)で、最新のものを。公園ごとにExcelデータやPDFデータで保管しているかと存じますので、その電子データをCDなどで頂きたいです。また、それらの総括表も同じく頂きたいです。</p> <p>(1)令和4年10月12日以降の公立保育所の所長会議の内容がわかるもの (2)(1)の内容を受けて、豊成保育所で連絡帳について話しあった内容がわかるもの(連絡帳について記載されている文書のみで可)</p>	<p>帯広市が毎年行っている、市内の公園すべての、遊具・施設の定期点検の結果報告書(プランコなどの遊具、ベンチなどの施設など、点検対象のすべてを含むもの)で、最新のものを。公園ごとにExcelデータやPDFデータで保管しているかと存じますので、その電子データをCDなどで頂きたいです。また、それらの総括表も同じく頂きたいです。</p> <p>(1)令和4年10月12日以降の公立保育所の所長会議の内容がわかるもの (2)(1)の内容を受けて、豊成保育所で連絡帳について話しあった内容がわかるもの(連絡帳について記載されている文書のみで可)</p>	①市内の公園すべての、遊具・施設の定期点検の結果報告書のExcelデータ ①市内の公園すべての、遊具・施設の定期点検の結果報告書の総括表	50 市長	都市環境部環境室みどりの課	電子申請		
81	R5.3.24 R5.4.4	R5.4.4	12	個人	市内	<p>(1)令和4年10月12日以降の公立保育所の所長会議の内容がわかるもの (2)(1)の内容を受けて、豊成保育所で連絡帳について話しあった内容がわかるもの(連絡帳について記載されている文書のみで可)</p>	<p>個人の名、籍柄、保育所名、職名、職務の内容、健康状態</p>	個人の名、籍柄、保育所名、職名、職務の内容、健康状態	50 市長	市民福祉部こども福祉課			
82	R5.3.27 R5.3.31	R5.3.31	5	個人	市内	<p>令和3年11月16日実施の可燃ごみ収集運搬業務総合評価競争入札参加事業者の提出した「業務上配慮すべき技術的諸見(様式第2号)及び評価点の分かる書類</p> <p>令和3年11月25日実施の資源ごみ収集運搬業務総合評価競争入札参加事業者の提出した「業務上配慮すべき技術的諸見(様式第2号)及び評価点の分かる書類</p>	<p>令和3年11月16日実施の可燃ごみ収集運搬業務総合評価競争入札参加事業者の提出した「業務上配慮すべき技術的諸見(様式第2号)及び評価点の分かる書類</p> <p>令和3年11月25日実施の資源ごみ収集運搬業務総合評価競争入札参加事業者の提出した「業務上配慮すべき技術的諸見(様式第2号)及び評価点の分かる書類</p>	個人の名	6,180 市長	都市環境部環境室清掃事業課	電子申請		

VI 令和4年度個人情報開示請求内容一覧

No.	受付日	決定日	決定期間(日)	請求者区分	請求者住所区分	公文書の名称又は内容		決定の内容(非開示等の理由)	非開示部分の概要	費用(円)	実施機関	担当部課	備考
						(請求内容)	(開示内容)						
1	R4.5.20	R4.5.31	12	本人	市内	私(〇〇〇〇)の付近の住民の電話による苦情に対し、2022年4月22日13:50現在所帯広市〇〇〇の敷地内等の調査(帯広市都市環境部環境室環境課環境対策係阿部係員)を行った理由及び報告書の全ての開示を求め。	私(〇〇〇〇)の付近の住民の電話による苦情に対し、2022年4月22日13:50現在所帯広市〇〇〇の敷地内等の調査(帯広市都市環境部環境室環境課環境対策係阿部係員)を行った理由及び報告書の全ての開示を求め。	一部開示(他の個人情報 17条②)	氏名、住所、電話番号、住宅の位置に関する情報	50	市長	都市環境部環境室環境課	
2	R4.9.6	R4.9.20	15	本人	市内	母 〇〇〇〇 1、要介護認定調査票 2、主治医意見書 3、要介護等認定結果 認定日 〇〇年〇月〇日、〇〇年〇月〇日	母 〇〇〇〇 1、要介護認定調査票 2、主治医意見書 3、要介護等認定結果 認定日 〇〇年〇月〇日、〇〇年〇月〇日	一部開示(他の個人情報 17条②)	請求者以外の個人の署名	140	市長	市民福祉部福祉支援室介護高齢福祉課	
3	R4.10.17	R4.10.31	15	本人	市内	(1)私(〇〇〇〇)が〇〇保育所に対して相談した内容がわかるもの。 (2) (1)の内容を受けて〇〇保育所において対応した経過がわかるもの。 (3) (1)・(2)の内容を受けて、私がこども課に対して相談した内容と対応経過がわかるもの。	(1)私(〇〇〇〇)が〇〇保育所に対して相談した内容がわかるもの。 (2) (1)の内容を受けて〇〇保育所において対応した経過がわかるもの。 (3) (1)・(2)の内容を受けて、私がこども課に対して相談した内容と対応経過がわかるもの。	一部開示(他の個人情報 17条②)	請求者以外の個人の氏名、続柄、居住地、健康状態、傷病名、家族構成、誕生月、性別、個人の生活に関する情報	50	市長	市民福祉部こども福祉室こども課	
4	R4.10.18	R4.10.31	14	本人	市内	(1)私(〇〇〇〇)が〇〇保育所に対して相談した内容がわかるもの。 (2) (1)の内容を受けて〇〇保育所において対応した経過がわかるもの。 (3) (1)・(2)の内容を受けて、私がこども課に対して相談した内容と対応経過がわかるもの。	(1)私(〇〇〇〇)が〇〇保育所に対して相談した内容がわかるもの。 (2) (1)の内容を受けて〇〇保育所において対応した経過がわかるもの。 (3) (1)・(2)の内容を受けて、私がこども課に対して相談した内容と対応経過がわかるもの。	一部開示(他の個人情報 17条②)	請求者以外の個人の氏名、続柄、居住地、健康状態、傷病名、家族構成、誕生月、性別、個人の生活に関する情報	50	市長	市民福祉部こども福祉室こども課	
5	R4.12.27	R5.1.10	15	法定代理人(未成年者)	市内	私の子供の指導要録に関する〇〇小学校に保管されている資料(〇〇〇)	私の子供の指導要録に関する〇〇小学校に保管されている資料(〇〇〇)	全部開示		50	教育委員会	学校教育部学校教育室教育課	

V 令和4年度情報提供による公文書複写一覧

No.	受付日	決定日	複写した公文書の名称又はは内容	費用(円)	担当部課	備考
1	R5.3.22	R5.3.22	<ul style="list-style-type: none"> 長の事務引継書 所属の事務の長の事務引継書(最新のもの) 	190	市長 総務部 組織人事課 室人事課	閲覧に加え、開示文書の一部について、紙の写しの交付希望があったもの
2	R5.3.22	R5.3.22	<ul style="list-style-type: none"> 長の事務引継書 所属の事務の長の事務引継書(最新のもの) 	370	教育委員会 学校教育総務部 教育総務課	閲覧に加え、開示文書の一部について、紙の写しの交付希望があったもの
3	R5.3.22	R5.3.22	<ul style="list-style-type: none"> 長の事務引継書 所属の事務の長の事務引継書(最新のもの) 	20	選挙管理委員会 選挙管理委員会	閲覧に加え、開示文書の一部について、紙の写しの交付希望があったもの
4	R5.3.22	R5.3.22	<ul style="list-style-type: none"> 長の事務引継書 所属の事務の長の事務引継書(最新のもの) 	60	監査委員 監査委員会	閲覧に加え、開示文書の一部について、紙の写しの交付希望があったもの
5	R5.3.22	R5.3.22	<ul style="list-style-type: none"> 長の事務引継書 所属の事務の長の事務引継書(最新のもの) 	40	議会 議会事務局	閲覧に加え、開示文書の一部について、紙の写しの交付希望があったもの
6	R5.3.22	R5.3.22	<ul style="list-style-type: none"> 長の事務引継書 所属の事務の長の事務引継書(最新のもの) 	10	固定資産評価審査委員会 総務部 総務課	閲覧に加え、開示文書の一部について、紙の写しの交付希望があったもの
7	R5.3.22	R5.3.22	<ul style="list-style-type: none"> 長の事務引継書 所属の事務の長の事務引継書(最新のもの) 	40	公営企業管理者 上下水道部 経営室 総務課	閲覧に加え、開示文書の一部について、紙の写しの交付希望があったもの
8	R5.3.22	R5.3.22	<ul style="list-style-type: none"> 長の事務引継書 所属の事務の長の事務引継書(最新のもの) 	10	農業委員会 農業委員会 農地課	閲覧に加え、開示文書の一部について、紙の写しの交付希望があったもの

帯広市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について

【趣旨】

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に必要な事項を定める条例を制定するもの。

【新条例に規定する事項】

改正法の下でも、これまでどおりの取扱いとするため、以下のとおり規定するもの

(1) 開示請求における手数料について

⇒ これまでどおり、手数料は無料とし、写しの交付等に要する費用の実費相当の負担のみとする

(2) 不開示情報のうち職務遂行に係る公務員等の氏名について

⇒ これまでどおり、開示することとする。

(3) 開示請求の決定・延長期限について

⇒ これまでどおり、開示決定及び延長可能な期限をそれぞれ 15 日以内とする。

(4) 市の審査会への諮問について

⇒ これまでどおり、必要に応じて帯広市情報審査会から意見を聴くことができることとする。

(5) 個人情報保護制度の運用状況の公表について

⇒ これまでどおり、市独自の公表を行うこととする。

【施行日】 令和 5 年 4 月 1 日

帯広市個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和5年3月28日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第2号

帯広市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。

(開示情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、帯広市情報公開条例（平成12年条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第7条第1号ウに掲げる情報のうち、公務員等の氏名に係る部分（法第78条第1項各号(第2号を除く。)に該当するものを除く。)とする。

(開示決定等の期限)

第4条 法第83条第1項の規定にかかわらず、開示決定等は、開示請求があった日から14日以内になければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 法第84条及び前条の規定にかかわらず、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から29日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面に

より通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示に係る費用の負担)

第6条 法第89条第2項の手数料は、徴収しない。ただし、法第87条第1項本文の規定により実施機関から写しの交付（電磁的記録にあっては、これに準ずるものとして実施機関が定める方法によるものを含む。）を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(帯広市情報審査会への諮問)

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、情報公開条例第22条第1項に規定する帯広市情報審査会に諮問することができる。

- (1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定め、又は変更しようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関において講ずる個人情報の取扱いに関する措置について、運用の方法を定め、又は変更しようとする場合

(制度の運用状況の公表)

第8条 市長は、毎年度、各実施機関における法及びこの条例の規定に基づく個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

帯広市個人情報の保護に関する法律施行細則の制定について

【趣旨】

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、施行条例に定めるもののほか、同法の施行に必要な事項を定める細則を制定するもの。

【規定する事項】

1 各手続に係る様式を定める規定（各様式一覧は、別紙「様式対応表」参照）

- (1) 個人情報ファイル簿の作成及び公表に係る様式【第 2 条】
- (2) 開示請求手続に係る様式【第 3 条～第 7 条、第 9 条】
- (3) 訂正請求手続に係る様式【第 13 条～第 17 条】
- (4) 利用停止請求手続に係る様式【第 18 条～第 20 条】
- (5) 審査会への諮問に係る様式【第 21 条】

※審査会への諮問書については、現行のとおり要領で定めるもの。

2 改正法等から委任された事項について規定

(1) 電磁的記録の開示方法【第 8 条】

改正法第 87 条第 1 項において「電磁的記録の開示は行政機関等が定める方法により行う」とされているもの

⇒ 開示方法：現行のとおり（情報公開制度における開示方法と同様）

(2) 写しの送付に要する費用の納付【第 12 条第 2 項】

個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 28 条第 4 項において「送付に要する費用は地方公共団体の規則で定める方法により納付」とされているもの

⇒ 納付方法：現行のとおり（郵便切手で納付する方法とするもの）

※令第 28 条第 4 項において「送付に要する費用を納付して、写しの交付を求めることができる」と規定されている。

3 現行どおりの運用、取扱いとする事項について規定

※旧規則：市長が保有する個人情報の保護に関する規則（平成 8 年規則第 6 号）

(1) 閲覧の際の遵守事項【第 10 条】（旧規則第 11 条）

⇒ 閲覧の際の公文書の取扱い等について規定

(2) 公文書の写しの交付【第 11 条】（旧規則第 12 条の 2）

⇒ 公文書の写しの交付部数について規定

(3) 写しの交付費用【第 12 条第 1 項及び第 3 項】（旧規則第 13 条第 2 項）

⇒ 写しの交付費用及び費用を前納しなければならないことについて規定

(4) 運用状況の公表【第 22 条】（旧規則第 26 条）

⇒ 運用状況の公表の方法について規定

4 その他

(1) 委任規定【第 23 条】

【施行日】 令和 5 年 4 月 1 日

帯広市個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和5年3月29日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市規則第15号

帯広市個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び帯広市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第2条 法第75条第1項の帳簿の作成及び公表は、個人情報ファイル簿（単票）（様式第1号）により行うものとする。

(開示請求書)

第3条 法第77条第1項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第2号）によるものとする。

(開示決定等の通知)

第4条 法第82条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第3号）

(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報一部開示決定通知書（様式第4号）

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(開示決定等の期限の延長の通知)

第5条 条例第4条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

2 条例第5条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第7号）により行うものとする。

(開示請求に係る事案の移送の通知)

第6条 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（様式第8号）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る通知）

第7条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第1項適用）（様式第9号）により行うものとする。

2 法第86条第2項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第2項適用）（様式第10号）により行うものとする。

3 前2項の通知を受けた第三者が意見書を提出する場合は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（様式第11号）により行うものとする。

4 法第86条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書（様式第12号）により行うものとする。

（電磁的記録の開示方法）

第8条 法第87条第1項の規定による電磁的記録の開示は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

(3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を実施機関が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

(4) 電磁的記録（実施機関が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複製したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。） 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複製したものの交付

（開示の実施方法の申出）

第9条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書（様式第13号）により行うものとする。

（閲覧の際の遵守事項）

第10条 法第82条第1項の規定により開示の決定を受けた者は、当該開示に係る地方公

共団体等行政文書(法第 60 条第 1 項ただし書に規定する地方公共団体等行政文書をいう。以下この条において同じ。)を丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

2 実施機関は、前項の規定に違反する者に対し、同項の地方公共団体等行政文書の開示を中止させ、又は禁止させることができる。

(写しの交付)

第 11 条 法第 87 条第 1 項の規定による写し(電磁的記録媒体等に複製したものを含む。以下同じ。)の交付部数は、1 件の請求につき 1 部とする。

(写しの交付及び送付に要する費用の納付)

第 12 条 条例第 6 条の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写しの交付に要する費用は、別表のとおりとする。

2 令第 28 条第 4 項に規定する規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法とする。

3 前 2 項に規定する費用は、前納しなければならない。

(訂正請求書)

第 13 条 法第 91 条第 1 項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第 14 号)とする。

(訂正決定等の通知)

第 14 条 法第 93 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第 15 号)により行うものとする。

2 法第 93 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(様式第 16 号)により行うものとする。

(訂正決定等の期限の延長の通知)

第 15 条 法第 94 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第 17 号)により行うものとする。

2 法第 95 条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第 18 号)により行うものとする。

(訂正請求に係る事案の移送の通知)

第 16 条 法第 96 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第 19 号)により行うものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第 17 条 法第 97 条の規定による通知は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第 20 号)により行うものとする。

(利用停止請求書)

第 18 条 法第 99 条第 1 項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第 21 号）とする。

(利用停止決定等の通知)

第 19 条 法第 101 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第 22 号）により行うものとする。

2 法第 101 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（様式第 23 号）により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の延長の通知)

第 20 条 法第 102 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（様式第 24 号）により行うものとする。

2 法第 103 条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第 25 号）により行うものとする。

(諮問した旨の通知)

第 21 条 法第 105 条第 3 項により準用する同条第 2 項の規定による通知は、諮問通知書（様式第 26 号）により行うものとする。

(運用状況の公表)

第 22 条 条例第 8 条の規定による運用状況の公表は、帯広市公告式条例（昭和 25 年条例第 26 号）に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(委任)

第 23 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 12 条関係）

複写機による普通紙を用いた写し	A3判まで	モノクロ 一面につき 10円
		カラー 一面につき 20円
	A3判を超える規格	作成に要した費用
電磁的記録の光ディスクを用いた写し	CD—R	1枚につき 50円
	DVD—R	1枚につき 70円

様式 (略)

帯広市情報公開条例（平成12年条例第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しななければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令若しくは他の条例等（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しななければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令若しくは他の条例等（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成</p>

11年法律第103号) 第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。) 、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号) 第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。) の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号) 第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。) の役員及び職員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。) に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるものの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるも

11年法律第103号) 第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。) 、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号) 第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。) の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号) 第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。) の役員及び職員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。) に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるものの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるも

の

削る

(3) 市及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に_____支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利
益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそ

の

(3) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(4) 市及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(新設)

(新設)

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそ

<p>れ</p> <p>一 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>二 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>三 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>四 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	<p>れ</p> <p>一 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>二 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>三 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>四 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>
<p>(6) 法令等の規定により明らかに開示することができないとされている情報 (部分開示)</p> <p>第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に<u>非開示情報</u>が記録されている場合において、<u>非開示情報</u>が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならぬ。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されるときは、この限りでない。</p> <p>2 開示請求に係る公文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができ</p>	<p>(5) 法令等の規定により明らかに開示することができないとされている情報 (部分開示)</p> <p>第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に<u>不開示情報</u>が記録されている場合において、<u>不開示情報</u>が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならぬ。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されるときは、この限りでない。</p> <p>2 開示請求に係る公文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができ</p>

ることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に**不開示情報**が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが、公益上特に必要がある²と認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているかを答えるだけで、**不開示情報**を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

第11条 (略)

(開示決定等の期限)

第12条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から 14日以内にしなければならぬ。ただし、第6条第2項の規定に基づき補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長す

ることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に**非開示情報**が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが、公益上特に必要がある²と認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているかを答えるだけで、**非開示情報**を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

第11条 (略)

(開示決定等の期限)

第12条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から 起算して15日以内にしなければならぬ。ただし、第6条第2項の規定に基づき補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長す

ることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならぬ。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から 29日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について開示決定等を行う期限

第14条～第18条 (略)

第3章 審査請求等

第1節 諮問等

(審査会への諮問)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場を除外し、速やかに帯広市情報審査会に諮問し、その答申を尊重し

ることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならぬ。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から 起算して30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について開示決定等を行う期限

第14条～第18条 (略)

第3章 審査請求等

第1節 諮問等

(審査会への諮問)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場を除外し、速やかに帯広市情報審査会に諮問し、その答申を尊重し

て当該裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとすとき。ただし、当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。

2 実施機関は、前項の審査請求があったときは、**審査請求があった日から3月**以内に当該審査請求に対する裁決を行うよう努めなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条の規定により諮問をした実施機関

は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

- (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第21条 (略)

第2節 帯広市情報審査会

(設置等)

て当該裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとすとき。ただし、当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。

2 実施機関は、前項の審査請求があったときは、その翌日から起算して3月以内に当該審査請求に対する裁決を行うよう努めなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関という。」）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

- (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第21条 (略)

第2節 帯広市情報審査会

(設置等)

第22条 次に掲げる事務を行うため、帯広市情報審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 第19条第1項の規定により諮問される審査請求について調査審議すること。

(2) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問される審査請求について調査審議すること。

(3) 実施機関からの求めに応じ、情報公開制度に関する重要事項について調査審議すること。

(4) 帯広市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第〇号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第7条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

2 審査会は、前項の規定による調査審議のほか、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関に対し意見を具申することができる。

3 審査会は、個人情報保護法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問については、行政不服審査法の規定によりその権限に属せられた事項を処理する同法第81条第1項の機関とする。

第23条～第26条（略）

第22条 第19条第1項及び帯広市個人情報保護条例（平成7年条例第41号）第44条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、帯広市情報審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の規定による調査審議のほか、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関からの求めに応じて調査審議するほか、実施機関に対し意見を具申することができる。

(新設)

第23条～第26条（略）

(審査会の調査権限)

第27条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（審査請求に係る諮問をした実施機関をいう。以下同じ。）に対し、審査請求に係る公文書又は保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項ただし書に規定する地方公共団体等行政文書に記録された同項本文に規定する保有個人情報をいう。）が記録されている公文書（以下「対象等」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された対象公文書等の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、対象公文書等の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事案に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認め、者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、ことその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第28条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査

(審査会の調査権限)

第27条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（審査請求に係る公文書又は個人情報（個人情報保護条例第2条第1号に規定する）が記録されている公文書（以下「対象

等」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された対象公文書等の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定に基づく求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、対象公文書等に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事案に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認め、者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、ことその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第28条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査

請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の訂可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第29条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第30条 審査会は、第27条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し

(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は写しの交付を求めることができる

請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の承認を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第29条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第30条 審査会は、第27条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し

を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧

又は写しの交付を求めることができる

る。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧若しくは写しの交付をさせようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第30条の2 第22条第1項第1号及び第2号に規定する調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が認めた場合は、公開することができる。

(答申書の送付等)

第31条 審査会は、諮問に対する答申をしたとき、又は第22条第2項の規定による意見の具申をしたときは、その内容を公表するものとする。

2 審査会は、前項の諮問が審査請求に係る諮問である場合においては、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

第32条～第40条 (略)

(実施機関への委任)

る。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧若しくは写しの交付をさせようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第30条の2 第22条第1項に規定する調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が認めた場合は、公開することができる。

(答申書の送付等)

第31条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(新設)

第32条～第40条 (略)

(実施機関への委任)

<p>第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に<u>必要</u>な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に<u>必要</u>な事項は、<u>実施機関</u>が定める。</p>
--	--

○帯広市情報公開条例

平成12年3月1日

条例第1号

改正 平成14年12月13日条例第34号
平成16年3月24日条例第13号
平成16年12月14日条例第43号
平成19年10月1日条例第31号
平成20年3月7日条例第1号
平成28年3月28日条例第9号
平成28年3月28日条例第13号
令和5年3月28日条例第3号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 公文書の開示（第5条—第18条）
- 第3章 審査請求等
 - 第1節 諮問等（第19条—第21条）
 - 第2節 帯広市情報審査会（第22条—第32条）
- 第4章 情報提供の総合的推進（第33条—第36条）
- 第5章 補則（第37条—第41条）
- 第6章 罰則（第42条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 図書館その他の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、この条例の目的にのっとり、公文書の開示を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう、最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の開示その他の事務を迅速に処理する等この条例に定める情報公開制度の利用者の利便に配慮しなければならない。

3 実施機関は、この条例に定める情報公開制度が適正かつ有効に利用されるよう、条例の目的等について、広く周知を図るよう努めなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより、公文書の開示又は情報の提供を受けた者は、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

（開示請求の手続）

第6条 前条の規定による公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出して行わなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、事務

所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

- (2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは他の条例等（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 市及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(5) 法令等の規定により明らかに開示することができないとされている情報

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定に基づき開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定に基づき補正を求めた場合

にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から29日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について開示決定等を行う期限

(事案の移送)

第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 開示請求に係る公文書に市及び国等並びに開示請求者以外の者（以下この条、第20条及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、

実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定に基づき開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定に基づき意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第19条第1項及び第20条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第16条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（他の法令等による開示の実施との調整）

第17条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧と

みなして前項の規定を適用する。

(費用負担)

第18条 文書又は図画の写しの交付その他規則で定める開示の方法により開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示に要する費用を負担しなければならない。

第3章 審査請求等

第1節 諮問等

(審査会への諮問)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに帯広市情報審査会に諮問し、その答申を尊重して当該裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。
- 2 実施機関は、前項の審査請求があったときは、審査請求があった日から3月以内に当該審査請求に対する裁決を行うよう努めなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加

人が当該公文書の開示に反対の意思を示している場合に限る。)

第2節 帯広市情報審査会

(設置等)

第22条 次に掲げる事務を行うため、帯広市情報審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 第19条第1項の規定により諮問される審査請求について調査審議すること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問される審査請求について調査審議すること。
- (3) 実施機関からの求めに応じ、情報公開制度に関する重要事項について調査審議すること。
- (4) 帯広市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第7条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

2 審査会は、前項の規定による調査審議のほか、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関に対し意見を具申することができる。

3 審査会は、個人情報保護法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問については、行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する同法第81条第1項の機関とする。

(組織)

第23条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第24条 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 委員は、特定の事件について自らが調査審議することにより当該調査審議の公正を妨げるべき事情があると思料するときは、会長（会長が当該事情があると認めるときは次条第3項の委員）の許可を得て、当該調査審議をしないことができる。

(会長)

第25条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第27条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（審査請求に係る諮問をした実施機関をいう。以下同じ。）に対し、審査請求に係る公文書又は保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）（以下「対象公文書等」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された対象公文書等の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、対象公文書等の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第28条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第29条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第30条 審査会は、第27条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧若しくは写しの交付をさせようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第30条の2 第22条第1項第1号及び第2号に規定する調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が認めた場合は、公開することができる。

(答申書の送付等)

第31条 審査会は、諮問に対する答申をしたとき、又は第22条第2項の規定による意見の具申をしたときは、その内容を公表するものとする。

2 審査会は、前項の諮問が審査請求に係る諮問である場合においては、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

(会長への委任)

第32条 この章に定めるもののほか、審査会の調査審議の手續に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第4章 情報提供の総合的推進

(情報提供の総合的推進)

第33条 実施機関は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、情報提供の総合的推進に努めるものとする。

(情報提供施策の充実)

第34条 実施機関は、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の充実に努めるものとする。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第35条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(会議の公開)

第36条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するよう努めるものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

第5章 補則

(公文書の管理)

第37条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、公文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の定めにおいては、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項について定めるものとする。

(施行の状況の公表)

第38条 市長は、実施機関に対し、この条例の施行の状況について報告を求めることがで

きる。

- 2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資法人等の情報公開)

第39条 市が出資その他の財政上の援助等を行う法人等のうち実施機関が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、経営状況を説明する文書等その保有する文書の公開に努めるものとする。

- 2 実施機関は、出資法人等の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、出資法人等が保有する文書であって、実施機関が保有していないものについて、その閲覧又はその写しの交付の申出があったときは、出資法人等に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。
- 4 前項の規定により実施機関が出資法人等に提出を求める文書の範囲、文書の閲覧又はその写しの交付の手續、費用の負担その他必要な事項は、実施機関が定める。

(指定管理者の情報公開)

第40条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書のうち自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの公開に努めるものとする。

- 2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書の開示及び提供が推進されるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の公の施設に関する文書であって、実施機関が保有していないものについて、その閲覧又はその写しの交付の申出があったときは、指定管理者に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。
- 4 前項の規定により実施機関が指定管理者に提出を求める文書の範囲、文書の閲覧又はその写しの交付の手續、費用の負担その他必要な事項は、実施機関が定める。

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第42条 第24条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円

以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成12年規則第6号で、平成12年4月1日から施行)
(帯広市公文書公開条例の廃止)
- 2 帯広市公文書公開条例(昭和61年条例第34号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に実施機関に対してされているこの条例による廃止前の帯広市公文書公開条例(以下「旧条例」という。)第6条の規定による公文書の公開の請求は、この条例第6条の規定による公文書の開示の請求とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に実施機関に対してされている旧条例第15条に規定する不服申立ては、この条例第19条第1項に規定する不服申立てとみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第16条第1項の帯広市公文書公開・個人情報保護審査会の委員となっている者は、施行日に、この条例第22条第1項の帯広市情報審査会の委員に委嘱されたものとみなす。
(帯広市個人情報保護条例の一部改正)
- 6 帯広市個人情報保護条例(平成7年条例第41号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成14年12月13日条例第34号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
(帯広市情報公開条例等の一部改正に伴う経過措置)
- 18 この条例の施行の際現に附則第4項、第11項、第12項及び第15項から前項までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づいてなされている行為については、附則第4項、第11項、第12項及び第15項から前項までの規定による改正後のそれぞれの条例に基づいてなされた行為とみなす。

附 則(平成16年3月24日条例第13号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月14日条例第43号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月1日条例第31号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月7日条例第1号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第9号）
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第13号）
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日条例第3号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

帯広市情報公開条例の施行に関する規則（平成12年規則第7号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は_____、帯広市情報公開条例（平成12年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(書面等の様式)</p> <p>第2条 条例施行のために必要な書面及び意見書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第6条第1項に規定する書面 公文書開示請求書（様式第1号）</p> <p>(2) 条例第11条第1項に規定する書面</p> <p>ア 公文書の全部を開示する旨の決定をしたときの書面 公文書開示決定通知書（様式第2号）</p> <p>イ 公文書の一部を開示する旨の決定をしたときの書面 公文書一部開示決定通知書（様式第3号）</p> <p>(3) 条例第11条第2項に規定する書面 公文書<u>不開示</u>決定通知書（様式第4号）</p> <p>(4) 条例第12条第2項に規定する書面 公文書開示決定期間延長通知書（様式第5号）</p> <p>(5) 条例第13条に規定する書面 公文書開示決定期限特例適用通知書</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>市長が管理する公文書について</u>、帯広市情報公開条例（平成12年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(書面等の様式)</p> <p>第2条 条例施行のために必要な書面及び意見書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第6条第1項に規定する書面 公文書開示請求書（様式第1号）</p> <p>(2) 条例第11条第1項に規定する書面</p> <p>ア 公文書の全部を開示する旨の決定をしたときの書面 公文書開示決定通知書（様式第2号）</p> <p>イ 公文書の一部を開示する旨の決定をしたときの書面 公文書一部開示決定通知書（様式第3号）</p> <p>(3) 条例第11条第2項に規定する書面 公文書<u>非開示</u>決定通知書（様式第4号）</p> <p>(4) 条例第12条第2項に規定する書面 公文書開示決定期間延長通知書（様式第5号）</p> <p>(5) 条例第13条に規定する書面 公文書開示決定期限特例適用通知書</p>

(様式第6号)

- (6) 条例第14条第1項に規定する書面 公文書開示請求事案移送通知書 (様式第7号)
- (7) 条例第15条第1項に規定する書面 公文書開示決定等に係る意見照会書 (様式第8号)
- (8) 条例第15条第2項に規定する書面 公文書開示決定等に係る意見書提出機会付与通知書 (様式第9号)
- (9) 条例第15条第1項及び第2項に規定する意見書 公文書開示決定等に係る意見書 (様式第10号)
- (10) 条例第15条第3項 (条例第21条で準用する場合を含む。) に規定する書面 公文書開示決定第三者あて通知書 (様式第11号)
- (11) 条例第20条の規定による通知 公文書開示審査諮問通知書 (様式第12号)

(閲覧の際の遵守事項)

第4条 条例第16条の規定により公文書の開示を受ける者は、当該公文書を丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

2 実施機関は、前項の規定に違反する者に対し、当該公文書の開示を中止させ、又は禁止させることができる。

様式 (略)

(様式第6号)

- (6) 条例第14条第1項に規定する書面 公文書開示請求事案移送通知書 (様式第7号)
- (7) 条例第15条第1項に規定する書面 公文書開示決定等に係る意見照会書 (様式第8号)
- (8) 条例第15条第2項に規定する書面 公文書開示決定等に係る意見書提出機会付与通知書 (様式第9号)
- (9) 条例第15条第1項及び第2項に規定する意見書 公文書開示決定等に係る意見書 (様式第10号)
- (10) 条例第15条第3項 (条例第21条で準用する場合を含む。) に規定する書面 公文書開示決定第三者あて通知書 (様式第11号)
- (新設)

(閲覧の際の遵守事項)

第4条 条例第16条の規定により公文書の開示を受ける者は、当該公文書を丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する者に対し、当該公文書の開示を中止させ、又は禁止させることができる。

様式 (略)

○帯広市情報公開条例の施行に関する規則

平成12年3月10日

規則第7号

改正 平成17年3月30日規則第28号

平成20年3月31日規則第13号

平成28年3月9日規則第4号

平成30年2月16日規則第3号

令和5年3月29日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、帯広市情報公開条例（平成12年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書面等の様式)

第2条 条例施行のために必要な書面及び意見書の様式は、次の各号に掲げる区分に並び、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第6条第1項に規定する書面 公文書開示請求書（様式第1号）
- (2) 条例第11条第1項に規定する書面
 - ア 公文書の全部を開示する旨の決定をしたときの書面 公文書開示決定通知書（様式第2号）
 - イ 公文書の一部を開示する旨の決定をしたときの書面 公文書一部開示決定通知書（様式第3号）
- (3) 条例第11条第2項に規定する書面 公文書不開示決定通知書（様式第4号）
- (4) 条例第12条第2項に規定する書面 公文書開示決定期間延長通知書（様式第5号）
- (5) 条例第13条に規定する書面 公文書開示決定期限特例適用通知書（様式第6号）
- (6) 条例第14条第1項に規定する書面 公文書開示請求事案移送通知書（様式第7号）
- (7) 条例第15条第1項に規定する書面 公文書開示決定等に係る意見照会書（様式第8号）
- (8) 条例第15条第2項に規定する書面 公文書開示決定等に係る意見書提出機会付与通知書（様式第9号）
- (9) 条例第15条第1項及び第2項に規定する意見書 公文書開示決定等に係る意見書（様式第10号）
- (10) 条例第15条第3項（条例第21条で準用する場合を含む。）に規定する書面 公文

書開示決定第三者あて通知書（様式第11号）

(11) 条例第20条の規定による通知 公文書開示審査諮問通知書（様式第12号）

（電磁的記録の開示方法）

第3条 条例第16条に規定する電磁的記録の開示は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- (3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁記録を市長が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- (4) 電磁的記録（市長が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複製したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。） 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複製したものの交付

（閲覧の際の遵守事項）

第4条 条例第16条の規定により公文書の開示を受ける者は、当該公文書を丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

- 2 実施機関は、前項の規定に違反する者に対し、当該公文書の開示を中止させ、又は禁止させることができる。

（公文書の写しの交付等）

第5条 公文書の写し（電磁的記録媒体等に複製したものを含む。以下同じ。）の交付部数は、開示請求のあった公文書1件につき1部とする。

- 2 公文書の写しの作成方法は、市長が別に定める。

（公文書の写しの交付に要する費用の納付）

第6条 条例第18条に規定する文書若しくは図画の写し又は第3条第3号若しくは第4号の写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。

- 2 公文書の写しの交付に要する費用は、写しの作成に要する費用と写しの送付に要する

費用とし、写しの作成に要する費用は、別表のとおりとする。

(施行の状況の公表)

第7条 条例第38条に規定する公文書の開示の施行状況の公表は、帯広市公告式条例（昭和25年条例第26号）に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(市長が管理する公文書の公開に関する規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 市長が管理する公文書の公開に関する規則（昭和62年規則第2号）

(2) 帯広市公文書公開・個人情報保護審査会規則（昭和62年規則第3号）

(帯広市長の資産等公開に関する条例施行規則の一部改正)

3 帯広市長の資産等公開に関する条例施行規則（平成7年規則第51号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(帯広市行政手続条例施行規則の一部改正)

4 帯広市行政手続条例施行規則（平成9年規則第52号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成17年3月30日規則第28号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第13号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に残存する用紙は、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成28年3月9日規則第4号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月16日規則第3号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日規則第16号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

複写機による普通紙を用いた写し	A3判まで	モノクロ 一面につき 10円
		カラー 一面につき 20円
	A3判を超える規格	作成に要した費用
電磁的記録の光ディスクを用いた写し	CD-R	1枚につき 50円
	DVD-R	1枚につき 70円

様式第1号 (第2条第1号関係)	略
様式第2号 (第2条第2号関係)	略
様式第3号 (第2条第2号関係)	略
様式第4号 (第2条第3号関係)	略
様式第5号 (第2条第4号関係)	略
様式第6号 (第2条第5号関係)	略
様式第7号 (第2条第6号関係)	略
様式第8号 (第2条第7号関係)	略
様式第9号 (第2条第8号関係)	略
様式第10号 (第2条第9号関係)	略
様式第11号 (第2条第10号関係)	略
様式第12号 (第2条第11号関係)	略